



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *62 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)..... 1
- *63 知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則 (行政管理課)..... 5
- *64 和歌山県産科医確保研修資金及び研究資金貸与規則の一部を改正する規則 (医務課)..... 7
- *65 和歌山県土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (農業農村整備課)..... 11

○ 人事委員会規則

- *12 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 14
- *13 教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 14
- *14 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 15
- *15 教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 31
- *16 警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 40
- *17 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則 44
- *18 勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則 53

○ 教育委員会規則

- *10 教育委員会の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則 54
- *11 市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 55
- *12 市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 55

○ 公営企業管理規程

- *4 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 67

規 則

和歌山県規則第62号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和50年和歌山県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

現 業 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

	円	円	円	円	円
1	147,100	200,200	219,900	260,200	285,500
2	148,100	201,200	221,000	261,400	287,300
3	149,100	202,200	221,900	262,400	288,900
4	150,100	203,000	222,800	263,500	290,500
5	151,200	203,700	223,800	264,200	292,100
6	152,300	205,200	225,100	265,200	293,400
7	153,400	206,500	226,300	266,100	294,500
8	154,400	207,600	227,400	267,000	295,700
9	155,300	208,900	228,700	267,600	296,900
10	156,400	209,600	230,300	268,300	298,600
11	157,500	210,400	231,800	269,100	300,300
12	158,600	211,100	233,000	269,900	301,800
13	159,500	212,200	234,100	270,700	303,100
14	160,600	213,100	235,300	271,500	304,600
15	161,800	214,000	236,500	272,300	306,000
16	162,900	214,800	237,400	273,100	307,300
17	164,000	215,700	238,000	273,800	308,800
18	165,400	216,700	238,400	274,800	310,300
19	166,700	217,600	238,800	275,700	311,900
20	167,900	218,500	239,300	276,500	313,500
21	169,000	219,200	239,800	277,400	314,500
22	170,200	220,000	241,100	278,000	315,900
23	171,400	220,800	242,300	278,700	317,200
24	172,600	221,400	243,200	279,400	318,500
25	173,700	222,100	244,300	279,900	319,600
26	175,200	222,600	245,500	280,600	321,000
27	176,700	223,000	246,700	281,400	322,400
28	178,200	223,500	247,900	282,100	323,800
29	179,600	224,100	248,700	282,900	325,300
30	181,000	225,100	249,800	283,800	326,500
31	182,500	226,000	251,000	284,600	327,800
32	184,000	226,600	252,100	285,400	329,000
33	185,400	227,100	253,200	286,100	330,000
34	187,100	228,100	254,100	287,000	330,900
35	188,800	229,100	255,000	287,900	332,000
36	190,500	230,100	256,000	288,800	333,100
37	192,200	230,600	257,000	289,400	334,200
38	193,300	231,700	257,800	290,200	335,200
39	194,700	232,800	258,600	291,000	336,200
40	195,800	233,800	259,500	291,800	337,200
41	196,800	234,500	260,400	292,400	338,100

定
年

前	42	198,200	235,500	261,300	293,400	339,000
	43	199,400	236,400	262,200	294,400	339,900
	44	200,600	237,200	263,200	295,300	340,800
再	45	202,100	238,000	263,800	296,000	341,700
	46	203,100	238,800	264,700	296,900	342,700
	47	204,000	239,500	265,700	297,800	343,700
	48	205,100	240,100	266,600	298,600	344,600
任	49	206,200	240,700	267,600	299,200	345,500
	50	207,200	241,600	268,400	299,800	346,400
	51	208,100	242,500	269,200	300,400	347,300
	52	209,100	243,300	269,900	301,100	348,100
用	53	210,200	244,200	270,500	301,700	348,900
	54	211,200	245,100	271,300	302,500	349,700
	55	212,100	245,700	272,100	303,200	350,500
	56	213,000	246,400	272,900	303,900	351,200
短	57	213,900	247,200	273,500	304,500	351,900
	58	214,500	247,900	274,400	305,200	352,700
	59	215,200	248,600	275,300	305,900	353,500
	60	216,000	249,200	276,200	306,500	354,100
時	61	216,800	249,800	277,100	307,100	354,800
	62	217,300	250,600	278,100	307,800	355,500
	63	217,800	251,400	278,900	308,500	356,200
	64	218,300	252,000	279,800	309,100	356,900
間	65	218,800	252,600	280,600	309,600	357,500
	66	219,400	253,100	281,400	310,100	358,000
	67	220,000	253,500	282,200	310,700	358,500
	68	220,500	253,900	282,900	311,300	359,000
勤	69	220,800	254,600	283,500	311,900	359,400
	70	221,100	255,100	284,300	312,300	359,900
	71	221,400	255,500	285,100	312,800	360,400
	72	221,700	255,800	285,800	313,300	360,900
務	73	221,900	256,000	286,500	313,600	361,300
	74	222,300	256,300	287,200	314,100	361,800
	75	222,600	256,700	287,900	314,600	362,300
	76	223,000	257,100	288,700	315,000	362,800
職	77	223,200	257,400	289,200	315,200	363,200
	78	223,700	257,800	289,700	315,500	363,700
	79	224,000	258,200	290,100	315,800	364,200
	80	224,300	258,600	290,500	316,100	364,700
員	81	224,600	258,900	290,900	316,400	365,100
	82	224,900	259,200	291,300	316,700	365,600
	83	225,200	259,500	291,800	317,000	366,100

	84	225,500	259,700	292,300	317,300	366,600
	85	225,800	259,900	292,600	317,500	367,000
	86	226,100	260,100	293,100	317,900	367,500
以	87	226,400	260,400	293,700	318,200	368,000
	88	226,700	260,700	294,200	318,400	368,500
	89	227,000	260,900	294,500	318,600	368,900
	90	227,400	261,100	295,000	318,900	369,400
外	91	227,700	261,400	295,500	319,200	369,900
	92	228,000	261,600	295,800	319,500	370,400
	93	228,200	261,900	296,200	319,700	370,800
	94	228,500	262,200	296,700	320,000	
の	95	228,800	262,500	297,200	320,300	
	96	229,100	262,700	297,700	320,500	
	97	229,300	262,900	298,000	320,700	
	98	229,600	263,200	298,400	321,000	
職	99	229,800	263,400	298,900	321,300	
	100	230,100	263,700	299,400	321,500	
	101	230,400	264,000	299,800	321,700	
	102	230,600	264,200	300,200		
員	103	230,900	264,500	300,500		
	104	231,200	264,800	300,800		
	105	231,500	265,000	301,100		
	106	232,000	265,200	301,500		
	107	232,300	265,500	301,900		
	108	232,600	265,700	302,300		
	109	232,800	266,000	302,600		
	110	233,200	266,300	303,000		
	111	233,600	266,600	303,400		
	112	233,900	266,800	303,700		
	113	234,100	267,000	303,900		
	114	234,600	267,300	304,200		
	115	235,100	267,500	304,500		
	116	235,600	267,700	304,700		
	117	235,900	268,000	304,900		
	118	236,300	268,300	305,200		
	119	236,700	268,600	305,500		
	120	237,000	268,900	305,700		
	121	237,400	269,100	305,900		
	122		269,300	306,200		
	123		269,600	306,500		
	124		269,900	306,700		

125		270,100	306,900		
126		270,300	307,200		
127		270,600	307,500		
128		270,900	307,700		
129		271,100	307,900		
130		271,300	308,200		
131		271,600	308,500		
132		271,900	308,700		
133		272,100	308,900		
134		272,300			
135		272,600			
136		272,900			
137		273,100			
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	194,600	205,700	224,200	245,000	275,700

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の現業職員の給与に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の現業職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

和歌山県規則第63号

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則（平成25年和歌山県規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1（第1条、第3条、第9条関係）	別表第1（第1条、第3条、第9条関係）

附属機関の名称	定数	委員の要件	任期	所管部局
略				
和歌山県民文化会館指定管理者選定委員会	略	略	略	略
和歌山県文化振興助成事業選考委員会	3人以内	学識経 験を有 する者	1年 以内	企画部
略				
和歌山県国際交流助成事業選考委員会	3人以内	学識経 験を有 する者	1年 以内	企画部
略				
和歌山県子ども施策審議会	10人以内	学識経 験を有 する者 子ども 又はこ どもを 養育す る者 子ども に關す る支援 を行う 団体關 係者	2年 以内	福祉保健 部
略				

別表第2 (第7条関係)

附属機関の名称	部会の名称	分掌事務
和歌山県太陽光発電事業調査審議会	略	
和歌山県子ども施策審議会	子育て支援 部会	子ども・子育て支 援法(平成24年法 律第65号)第62条 第1項の計画及び 子ども・子育て支 援対策の推進につ いての重要事項の 調査審議に關する 事務
略		

附属機関の名称	定数	委員の要件	任期	所管部局
略				
和歌山県民文化会館指定管理者選定委員会	略	略	略	略
略				
和歌山県文化・スポーツ振興助成事業選考委員会	5人以内	学識経 験を有 する者	1年 以内	企画部
略				
和歌山県子ども・子育て会議	9人以内	学識経 験を有 する者 子ども の保護 者 子ども ・子育 て支援 關係者	2年 以内	福祉保健 部
略				

別表第2 (第7条関係)

附属機関の名称	部会の名称	分掌事務
和歌山県太陽光発電事業調査審議会	略	
略		

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 別表第1の改正規定 (和歌山県子ども・子育て会議の項を削り、和歌山県子ども施策審議会の項を加える改正規定を除く。) 令和6年1月1日

(準備行為)

2 和歌山県子ども施策審議会の委員の任命その他当該審議会の組織及び運営に関し必要な行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

和歌山県規則第64号

和歌山県産科医確保研修資金及び研究資金貸与規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県産科医確保研修資金及び研究資金貸与規則の一部を改正する規則

和歌山県産科医確保研修資金及び研究資金貸与規則 (平成28年和歌山県規則第63号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(貸与の額等)</p> <p>第4条 産科医確保資金は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を貸与する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 研究資金 次に掲げる研究資金の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p style="margin-left: 2em;">ア 第1号研究資金 250万円</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 第2号研究資金 500万円</p> <p>2 略</p> <p>3 産科医確保資金の貸与期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、貸与期間終了後、引き続き県内分娩取扱医療機関で産科診療業務に従事している間は、産科医確保資金の返還債務の履行を猶予する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 研究資金 次に掲げる研究資金の区分に応じ、それぞれ次に定める期間</p> <p style="margin-left: 2em;">ア 第1号研究資金 貸与を行った日の属する月から6月間</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 第2号研究資金 貸与を行った日の属する月から1年間</p> <p>第9条 略</p> <p>(診療業務従事期間の期間)</p> <p>第9条の2 修学資金等の返還に係る債務の免除に関する条例 (平成3年和歌山県条例第24号。以下「条例」という。) 本則の表産科医確保研修資金及び研究資金の項免除の条件の欄第1号イの規則で定める期間は、次の各号に掲げる研究資金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 第1号研究資金 6月</p> <p>(2) 第2号研究資金 1年</p> <p>(返還債務の免除)</p>	<p>(貸与の額等)</p> <p>第4条 産科医確保資金は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を貸与する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 研究資金 500万円</p> <p>2 略</p> <p>3 産科医確保資金の貸与期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、貸与期間終了後、引き続き県内分娩取扱医療機関で産科診療業務に従事している間は、産科医確保資金の返還債務の履行を猶予する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 研究資金 貸与を行った日の属する月から1年間</p> <p>第9条 略</p> <p>(返還債務の免除)</p>

第10条 条例の規定により産科医確保資金の返還債務の免除を受けようとする者は、和歌山県産科医確保資金返還免除申請書(別記第6号様式)に免除を受けようとする事由を証する書類を添えて、当該事由の生じた日から20日以内に知事に提出しなければならない。

第10条 修学資金等の返還に係る債務の免除に関する条例(平成3年和歌山県条例第24号。以下「条例」という。)の規定により産科医確保資金の返還債務の免除を受けようとする者は、和歌山県産科医確保資金返還免除申請書(別記第6号様式)に免除を受けようとする事由を証する書類を添えて、当該事由の生じた日から20日以内に知事に提出しなければならない。

別記第1号様式中

「

研修資金	研究資金	(いずれかに○を付けること。)
------	------	-----------------

」を

「

研修資金	第1号研究資金	第2号研究資金	(いずれかに○を付けること。)
------	---------	---------	-----------------

」に改める。

別記第2号様式中「2年」を「1年・2年」に改める。

別記第6号様式及び別記第7号様式を次のように改める。

別記第6号様式 (第10条関係)

和歌山県産科医確保資金返還免除申請書		
1 貸与を受けた資金の種類と額	研修資金 第1号研究資金 第2号研究資金 (いずれかに○を付けること。) 円	
2 免除を受けようとする額	円	
3 勤務した医療機関の名称及び期間	医療機関の名称	期 間
		年 月 日から 年 月 日まで
4 やむを得ない理由により産科診療業務に従事できなかった期間	理 由	期 間
		年 月 日から 年 月 日まで
5 資金の用途 (支出年月日及び支出内容を記載すること。研究資金の場合は、研究内容を併せて記載すること。)		
6 免除を受けようとする事由		
<p>上記のとおり和歌山県産科医確保資金の返還の債務の免除を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>和歌山県知事 様</p> <p>決定番号 第 号</p> <p>住 所</p> <p>氏 名 印</p>		

注 死亡の場合にあつては、連帯保証人が連名で申請すること。

別記第7号様式 (第15条関係)

和歌山県産科医確保資金返還猶予申請書	
返還未済額	円
猶予を受けようとする期間	年 月から 年 月まで
猶予を受けようとする事由	
<p>上記のとおり和歌山県産科医確保資金の返還の猶予を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>和歌山県知事 様</p> <p>決定番号 第 号 住 所 氏 名</p>	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の和歌山県産科医確保研修資金及び研究資金貸与規則第4条第1項第2号に掲げる研究資金の貸与を受けている者は、この規則による改正後の和歌山県産科医確保研修資金及び研究資金貸与規則第4条第1項第2号イに掲げる第2号研究資金の貸与を受けている者とみなす。

3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

和歌山県規則第65号

和歌山県土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県土地改良事業分担金等徴収条例施行規則（平成4年和歌山県規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(分担金等の分割支払) 第2条 条例第4条ただし書の規定により分担金等の徴収を受ける者が、当該分担金等の全部又は一部について分割支払をしようとするときは、<u>県営土地改良事業分担金等分割支払申出書（別記第2号様式）</u>によりあらかじめ知事に申し出なければならない。</p>	<p>(分担金等の一時支払) 第2条 条例第4条ただし書の規定により分担金等の徴収を受ける者が、当該分担金等の全部又は一部について一時支払の方法により支払しようとするときは、<u>県営土地改良事業分担金等一時支払申出書（別記第2号様式）</u>によりあらかじめ知事に申し出なければならない。</p>

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記第1号様式 (第1条関係)

第 号
年 月 日

様

和歌山県知事 氏 名 印

県営土地改良事業分担金等決定通知書

年度県営土地改良事業の分担金等について、次のとおり決定したので通知します。納入すべき金額を別途送付する納入通知書により納入期限までに納入してください。

1 事業名、地区名及び分担金等の額 (単位：千円)

事業名	地区名	分担金等の額

2 納入期限

年 月 日

別記第2号様式 (第2条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

被徴収者
住 所
氏 名

県営土地改良事業分担金等分割支払申出書

年 月 日付け 第 号で通知のあった 年度県営土地改良事業の分担金等
について、次のとおり分割支払をしたいので申し出ます。

1 事業名

2 1の事業における分担金等の総額 円

3 分割支払をしようとする分担金等の額 円

4 分割支払をしようとする期日及び各期の納付額

第 期 年 月 日 円

第 期 年 月 日 円

第 期 年 月 日 円

5 分割支払をしようとする理由

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第12号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月26日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特定新型インフルエンザ等対策派遣手当) 第14条の3 略 2 特定新型インフルエンザ等対策派遣手当は、月の1日から末日までの間における滞在日数に応じて翌月の給料の支給日に支給する。</p> <p>別表第5（第14条、第14条の2及び第14条の3関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>備考 1 略 2 「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の施設以外の施設をいう。</p>	<p>(新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当) 第14条の3 略 2 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は、月の1日から末日までの間における滞在日数に応じて翌月の給料の支給日に支給する。</p> <p>別表第5（第14条、第14条の2及び第14条の3関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>備考 1 略 2 「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業及び旅館営業の施設以外の施設をいう。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第13号

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月26日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特定新型インフルエンザ等対策派遣手当) 第15条の3 略 2 特定新型インフルエンザ等対策派遣手当は、月の1日から末日までの間における滞在日数に応じて翌月の給料の支給日に支給する。</p> <p>別表第5（第15条、第15条の2及び第15条の3関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>備考</p>	<p>(新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当) 第15条の3 略 2 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は、月の1日から末日までの間における滞在日数に応じて翌月の給料の支給日に支給する。</p> <p>別表第5（第15条、第15条の2及び第15条の3関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>備考</p>

1 略
 2 「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の施設以外の施設をいう。

1 略
 2 「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業及び旅館営業の施設以外の施設をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第14号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月26日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後									改正前								
別表第7 昇格時号給対応表（第23条関係） ア 行政職給料表昇格時号給対応表									別表第7 昇格時号給対応表（第23条関係） ア 行政職給料表昇格時号給対応表								
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給								昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級		2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
略	略								略	略							
54	<u>21</u>	<u>37</u>	略	略	略	略	略	略	54	<u>22</u>	<u>38</u>	略	略	略	略	略	略
55	<u>22</u>	<u>38</u>	略	略	略	略	略	略	55	<u>23</u>	<u>39</u>	略	略	略	略	略	略
56	<u>22</u>	<u>38</u>	略	略	略	略	略	略	56	<u>24</u>	<u>40</u>	略	略	略	略	略	略
57	<u>23</u>	<u>39</u>	略	略	略	略	略	略	57	<u>25</u>	<u>41</u>	略	略	略	略	略	略
58	<u>23</u>	<u>39</u>	略	略	略	略	略	略	58	<u>25</u>	<u>41</u>	略	略	略	略	略	略
59	<u>24</u>	<u>40</u>	略	略	略	略	略	略	59	<u>25</u>	<u>42</u>	略	略	略	略	略	略
60	<u>24</u>	<u>40</u>	略	略	略	略	略	略	60	<u>26</u>	<u>42</u>	略	略	略	略	略	略
61	<u>25</u>	<u>41</u>	略	略	略	略	略	略	61	<u>26</u>	<u>43</u>	略	略	略	略	略	略
62	<u>25</u>	<u>42</u>	略	略	略	略	略	略	62	<u>26</u>	<u>43</u>	略	略	略	略	略	略
63	<u>26</u>	<u>43</u>	略	略	略	略	略	略	63	<u>27</u>	<u>44</u>	略	略	略	略	略	略
64	<u>26</u>	略	略	略	略	略	略	略	64	<u>27</u>	略	略	略	略	略	略	略
65	略	略	略	略	略	略	略	略	65	略	略	略	略	略	略	略	略
66	<u>27</u>	略	略	略	略	略	略	略	66	<u>28</u>	略	略	略	略	略	略	略
67	略	略	略	略	略	略	略	略	67	略	略	略	略	略	略	略	略
68	略	略	略	略	略	略	<u>31</u>	略	68	略	略	略	略	略	<u>32</u>	略	略
69	略	略	略	略	略	<u>31</u>	略	略	69	略	略	略	略	略	<u>32</u>	略	略

70	略	略	略	略	略	<u>31</u>		
71	<u>29</u>	略	略	略	略	<u>31</u>		
72	略	略	略	略	略	<u>31</u>		
73	<u>30</u>	略	略	略	略	<u>31</u>		
74	<u>30</u>	略	略	略	略	<u>31</u>		
75	<u>31</u>	略	略	略	略	<u>31</u>		
76	<u>31</u>	略	略	略	略	<u>31</u>		
77	<u>31</u>	<u>49</u>	略	略	略	<u>31</u>		
78	<u>32</u>	略	略	略	略			
79	<u>32</u>	略	略	略	略			
80	<u>32</u>	略	略	略	略			
81	<u>33</u>	<u>50</u>	略	略	略			
82	<u>33</u>	<u>50</u>	略	略	略			
83	<u>33</u>	略	略	略	略			
84	<u>34</u>	略	略	略	略			
85	<u>34</u>	<u>51</u>	略	略	略			
86	<u>34</u>	<u>51</u>	略	略	略			
87	<u>35</u>	<u>51</u>	略	略	略			
88	<u>35</u>	略	略	略	略			
89	<u>35</u>	<u>52</u>	略	略	略			
90	<u>36</u>	<u>52</u>	略	略	略			
91	<u>36</u>	<u>52</u>	略	略	略			
92	<u>36</u>	<u>52</u>	略	略	略			
93	<u>37</u>	略	略	略	略			
94		<u>53</u>	略	略				
95		<u>53</u>	略	略				
96		<u>53</u>	略	略				
97		<u>53</u>	略	略				
98		略	<u>55</u>	略				
99		<u>54</u>	<u>55</u>	略				
100		<u>54</u>	略	略				
101		<u>54</u>	略	略				
102		<u>54</u>	略					
103		略	<u>56</u>					
104		<u>55</u>	<u>56</u>					

70	略	略	略	略	略	<u>32</u>		
71	<u>30</u>	略	略	略	略	<u>32</u>		
72	略	略	略	略	略	<u>32</u>		
73	<u>31</u>	略	略	略	略	<u>32</u>		
74	<u>31</u>	略	略	略	略	<u>32</u>		
75	<u>32</u>	略	略	略	略	<u>32</u>		
76	<u>32</u>	略	略	略	略	<u>32</u>		
77	<u>33</u>	<u>50</u>	略	略	略	<u>32</u>		
78	<u>33</u>	略	略	略	略			
79	<u>34</u>	略	略	略	略			
80	<u>34</u>	略	略	略	略			
81	<u>35</u>	<u>51</u>	略	略	略			
82	<u>35</u>	<u>51</u>	略	略	略			
83	<u>36</u>	略	略	略	略			
84	<u>36</u>	略	略	略	略			
85	<u>37</u>	<u>52</u>	略	略	略			
86	<u>37</u>	<u>52</u>	略	略	略			
87	<u>38</u>	<u>52</u>	略	略	略			
88	<u>38</u>	略	略	略	略			
89	<u>39</u>	<u>53</u>	略	略	略			
90	<u>39</u>	<u>53</u>	略	略	略			
91	<u>40</u>	<u>53</u>	略	略	略			
92	<u>40</u>	<u>53</u>	略	略	略			
93	<u>41</u>	略	略	略	略			
94		<u>54</u>	略	略				
95		<u>54</u>	略	略				
96		<u>54</u>	略	略				
97		<u>54</u>	略	略				
98		略	<u>56</u>	略				
99		<u>55</u>	<u>56</u>	略				
100		<u>55</u>	略	略				
101		<u>55</u>	略	略				
102		<u>55</u>	略					
103		略	<u>57</u>					
104		<u>56</u>	<u>57</u>					

105	<u>55</u>	<u>56</u>				
106	<u>55</u>	<u>56</u>				
107	<u>55</u>	略				
108	略	<u>57</u>				
109	略	<u>57</u>				
110	<u>56</u>	<u>57</u>				
111	<u>56</u>	<u>57</u>				
112	<u>56</u>	<u>57</u>				
113	<u>56</u>	<u>57</u>				
114	<u>56</u>					
115	<u>56</u>					
116	<u>56</u>					
117	<u>57</u>					
118	<u>57</u>					
119	<u>57</u>					
120	<u>57</u>					
121	<u>57</u>					
122	<u>57</u>					
123	<u>57</u>					
124	<u>57</u>					
125	<u>57</u>					

イ 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
略				
42	<u>17</u>	略	略	略
43	<u>18</u>	略	略	略
44	<u>18</u>	略	略	略
45	<u>19</u>	略	略	略
46	<u>19</u>	略	略	略
47	<u>20</u>	略	略	略
48	<u>20</u>	略	略	略
49	<u>21</u>	略	略	略
50	<u>22</u>	略	略	略

105	<u>56</u>	<u>57</u>				
106	<u>56</u>	<u>57</u>				
107	<u>56</u>	略				
108	略	<u>58</u>				
109	略	<u>58</u>				
110	<u>57</u>	<u>58</u>				
111	<u>57</u>	<u>58</u>				
112	<u>57</u>	<u>58</u>				
113	<u>57</u>	<u>59</u>				
114	<u>57</u>					
115	<u>57</u>					
116	<u>58</u>					
117	<u>58</u>					
118	<u>58</u>					
119	<u>58</u>					
120	<u>58</u>					
121	<u>58</u>					
122	<u>59</u>					
123	<u>59</u>					
124	<u>59</u>					
125	<u>59</u>					

イ 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
略				
42	<u>18</u>	略	略	略
43	<u>19</u>	略	略	略
44	<u>20</u>	略	略	略
45	<u>21</u>	略	略	略
46	<u>21</u>	略	略	略
47	<u>22</u>	略	略	略
48	<u>22</u>	略	略	略
49	<u>23</u>	略	略	略
50	<u>23</u>	略	略	略

51	<u>23</u>	<u>17</u>	略	略
52	略	略	略	略
53	略	<u>18</u>	略	略
54	略	<u>18</u>	略	略
55	略	<u>19</u>	略	略
56	略	<u>19</u>	略	略
57	略	<u>19</u>	略	略
58	略	<u>20</u>	略	略
59	略	<u>20</u>	<u>37</u>	略
60	略	<u>20</u>	略	略
61	略	<u>21</u>	<u>38</u>	略
62	略	<u>21</u>	<u>38</u>	略
63	<u>29</u>	<u>22</u>	<u>39</u>	略
64	略	<u>22</u>	<u>39</u>	略
65	<u>30</u>	略	<u>39</u>	略
66	<u>30</u>	<u>23</u>	<u>40</u>	略
67	<u>31</u>	略	<u>40</u>	略
68	<u>31</u>	略	<u>40</u>	略
69	<u>31</u>	略	<u>41</u>	略
70	<u>32</u>	略	<u>41</u>	略
71	<u>32</u>	<u>25</u>	<u>42</u>	略
72	<u>32</u>	略	<u>42</u>	略
73	<u>33</u>	<u>26</u>	<u>42</u>	略
74	<u>33</u>	<u>26</u>	<u>42</u>	
75	<u>34</u>	<u>27</u>	<u>43</u>	
76	<u>34</u>	<u>27</u>	<u>43</u>	
77	<u>35</u>	<u>27</u>	<u>43</u>	
78	<u>35</u>	<u>28</u>	略	
79	<u>36</u>	<u>28</u>	<u>44</u>	
80	<u>36</u>	<u>28</u>	<u>44</u>	
81	<u>37</u>	<u>29</u>	略	
82	<u>37</u>	<u>30</u>	略	
83	<u>38</u>	<u>31</u>	<u>45</u>	
84	<u>38</u>	<u>32</u>	略	

51	<u>24</u>	<u>18</u>	略	略
52	略	略	略	略
53	略	<u>19</u>	略	略
54	略	<u>19</u>	略	略
55	略	<u>20</u>	略	略
56	略	<u>20</u>	略	略
57	略	<u>21</u>	略	略
58	略	<u>21</u>	略	略
59	略	<u>21</u>	<u>38</u>	略
60	略	<u>22</u>	略	略
61	略	<u>22</u>	<u>39</u>	略
62	略	<u>22</u>	<u>39</u>	略
63	<u>30</u>	<u>23</u>	<u>40</u>	略
64	略	<u>23</u>	<u>40</u>	略
65	<u>31</u>	略	<u>41</u>	略
66	<u>31</u>	<u>24</u>	<u>41</u>	略
67	<u>32</u>	略	<u>41</u>	略
68	<u>32</u>	略	<u>42</u>	略
69	<u>33</u>	略	<u>42</u>	略
70	<u>33</u>	略	<u>42</u>	略
71	<u>34</u>	<u>26</u>	<u>43</u>	略
72	<u>34</u>	略	<u>43</u>	略
73	<u>35</u>	<u>27</u>	<u>43</u>	略
74	<u>35</u>	<u>27</u>	<u>43</u>	
75	<u>36</u>	<u>28</u>	<u>44</u>	
76	<u>36</u>	<u>28</u>	<u>44</u>	
77	<u>37</u>	<u>29</u>	<u>44</u>	
78	<u>37</u>	<u>30</u>	略	
79	<u>38</u>	<u>31</u>	<u>45</u>	
80	<u>38</u>	<u>32</u>	<u>45</u>	
81	<u>39</u>	<u>33</u>	略	
82	<u>39</u>	<u>33</u>	略	
83	<u>40</u>	<u>33</u>	<u>46</u>	
84	<u>40</u>	<u>33</u>	略	

85	<u>39</u>	<u>33</u>	略	
86	<u>39</u>	<u>33</u>	略	
87	<u>40</u>	<u>33</u>	略	
88	<u>40</u>	<u>33</u>	略	
89	<u>41</u>	<u>34</u>	略	
90	<u>41</u>	<u>34</u>		
91	<u>42</u>	<u>34</u>		
92	<u>42</u>	<u>34</u>		
93	<u>43</u>	<u>35</u>		
94	<u>43</u>	<u>35</u>		
95	<u>44</u>	<u>35</u>		
96	<u>44</u>	<u>35</u>		
97	<u>45</u>	<u>36</u>		
98	<u>46</u>	<u>36</u>		
99	<u>47</u>	<u>36</u>		
100	<u>48</u>	<u>36</u>		
101	<u>49</u>	<u>37</u>		
102	<u>50</u>	<u>37</u>		
103	<u>51</u>	<u>37</u>		
104	<u>52</u>	<u>38</u>		
105	<u>53</u>	<u>38</u>		
106	<u>53</u>	<u>38</u>		
107	<u>53</u>	<u>38</u>		
108	<u>54</u>	<u>38</u>		
109	<u>54</u>	<u>39</u>		
110	<u>54</u>	<u>39</u>		
111	<u>55</u>	<u>39</u>		
112	<u>55</u>	<u>39</u>		
113	<u>55</u>	<u>39</u>		
114	<u>56</u>	<u>40</u>		
115	<u>56</u>	<u>40</u>		
116	<u>56</u>	<u>40</u>		
117	<u>57</u>	<u>40</u>		
118	<u>57</u>	<u>40</u>		
119	<u>58</u>	<u>41</u>		

85	<u>41</u>	<u>34</u>	略	
86	<u>41</u>	<u>34</u>	略	
87	<u>42</u>	<u>34</u>	略	
88	<u>42</u>	<u>34</u>	略	
89	<u>43</u>	<u>35</u>	略	
90	<u>43</u>	<u>35</u>		
91	<u>44</u>	<u>35</u>		
92	<u>44</u>	<u>35</u>		
93	<u>45</u>	<u>36</u>		
94	<u>46</u>	<u>36</u>		
95	<u>47</u>	<u>36</u>		
96	<u>48</u>	<u>36</u>		
97	<u>49</u>	<u>37</u>		
98	<u>50</u>	<u>37</u>		
99	<u>51</u>	<u>37</u>		
100	<u>52</u>	<u>38</u>		
101	<u>53</u>	<u>38</u>		
102	<u>53</u>	<u>38</u>		
103	<u>54</u>	<u>39</u>		
104	<u>54</u>	<u>39</u>		
105	<u>55</u>	<u>39</u>		
106	<u>55</u>	<u>39</u>		
107	<u>56</u>	<u>40</u>		
108	<u>56</u>	<u>40</u>		
109	<u>57</u>	<u>40</u>		
110	<u>57</u>	<u>40</u>		
111	<u>57</u>	<u>41</u>		
112	<u>58</u>	<u>41</u>		
113	<u>58</u>	<u>41</u>		
114	<u>58</u>	<u>41</u>		
115	<u>59</u>	<u>41</u>		
116	<u>59</u>	<u>42</u>		
117	<u>59</u>	<u>42</u>		
118	<u>60</u>	<u>42</u>		
119	<u>60</u>	<u>42</u>		

120	<u>58</u>	<u>41</u>		
121	<u>59</u>	<u>41</u>		

ウ 医療職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
略			
47	<u>25</u>	略	略
48	略	略	略
49	<u>26</u>	略	略
50	<u>26</u>	略	略
51	<u>26</u>	略	略
52	略	略	略
53	<u>27</u>	略	略
54	<u>27</u>	略	略
55	<u>27</u>	略	略
56	略	略	略
57	<u>28</u>	略	略
58	<u>28</u>	略	略
59	<u>28</u>	略	略
60	<u>29</u>	略	略
61	<u>29</u>	略	略
62	<u>29</u>	略	略
63	<u>30</u>	略	略
64	<u>30</u>	略	略
略			

エ 医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
略						
46	<u>25</u>	略	略	略	略	略
47	<u>26</u>	略	略	略	略	略
48	<u>26</u>	略	略	略	略	略
49	<u>27</u>	略	略	略	略	略

120	<u>60</u>	<u>42</u>		
121	<u>61</u>	<u>43</u>		

ウ 医療職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
略			
47	<u>26</u>	略	略
48	略	略	略
49	<u>27</u>	略	略
50	<u>27</u>	略	略
51	<u>27</u>	略	略
52	略	略	略
53	<u>28</u>	略	略
54	<u>28</u>	略	略
55	<u>28</u>	略	略
56	略	略	略
57	<u>29</u>	略	略
58	<u>29</u>	略	略
59	<u>29</u>	略	略
60	<u>30</u>	略	略
61	<u>30</u>	略	略
62	<u>30</u>	略	略
63	<u>31</u>	略	略
64	<u>31</u>	略	略
略			

エ 医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
略						
46	<u>26</u>	略	略	略	略	略
47	<u>27</u>	略	略	略	略	略
48	<u>28</u>	略	略	略	略	略
49	<u>29</u>	略	略	略	略	略

50	<u>27</u>	略	略	略	略	略
51	<u>28</u>	略	略	略	<u>33</u>	略
52	<u>28</u>	略	略	略	略	略
53	<u>29</u>	略	略	略	<u>34</u>	略
54	<u>29</u>	略	略	略	<u>34</u>	略
55	<u>30</u>	略	略	略	<u>35</u>	略
56	<u>30</u>	略	略	略	<u>35</u>	略
57	<u>31</u>	略	略	略	<u>35</u>	略
58	<u>31</u>	略	略	<u>37</u>	<u>36</u>	略
59	<u>32</u>	略	略	<u>38</u>	<u>36</u>	略
60	<u>32</u>	略	略	<u>38</u>	<u>36</u>	略
61	<u>33</u>	略	略	<u>39</u>	<u>37</u>	略
62	<u>33</u>	略	略	<u>39</u>	<u>37</u>	略
63	<u>34</u>	略	略	<u>40</u>	<u>38</u>	略
64	<u>34</u>	略	略	<u>40</u>	<u>38</u>	略
65	<u>35</u>	略	略	<u>41</u>	略	略
66	<u>35</u>	略	略	<u>41</u>	<u>39</u>	
67	<u>36</u>	略	略	<u>41</u>	略	
68	<u>36</u>	略	略	<u>42</u>	略	
69	<u>37</u>	略	略	<u>42</u>	略	
70	<u>37</u>	略	略	<u>42</u>	<u>40</u>	
71	<u>38</u>	略	略	<u>43</u>	<u>40</u>	
72	<u>38</u>	略	略	<u>43</u>	略	
73	<u>39</u>	略	略	<u>43</u>	略	
74	<u>39</u>	略	略	<u>44</u>	<u>41</u>	
75	<u>40</u>	略	略	<u>44</u>	<u>41</u>	
76	<u>40</u>	略	略	<u>44</u>	<u>41</u>	
77	<u>41</u>	略	略	<u>45</u>	略	
78	<u>41</u>	略	略	<u>45</u>	<u>42</u>	
79	<u>41</u>	<u>57</u>	略	<u>45</u>	<u>42</u>	
80	<u>42</u>	略	略	<u>45</u>	<u>42</u>	
81	<u>42</u>	<u>58</u>	略	<u>46</u>	<u>42</u>	
82	<u>42</u>	<u>58</u>	略	<u>46</u>	<u>43</u>	
83	<u>43</u>	<u>59</u>	略	<u>46</u>	<u>43</u>	

50	<u>29</u>	略	略	略	略	略
51	<u>30</u>	略	略	略	<u>34</u>	略
52	<u>30</u>	略	略	略	略	略
53	<u>31</u>	略	略	略	<u>35</u>	略
54	<u>31</u>	略	略	略	<u>35</u>	略
55	<u>32</u>	略	略	略	<u>36</u>	略
56	<u>32</u>	略	略	略	<u>36</u>	略
57	<u>33</u>	略	略	略	<u>37</u>	略
58	<u>33</u>	略	略	<u>38</u>	<u>37</u>	略
59	<u>34</u>	略	略	<u>39</u>	<u>37</u>	略
60	<u>34</u>	略	略	<u>40</u>	<u>38</u>	略
61	<u>35</u>	略	略	<u>41</u>	<u>38</u>	略
62	<u>35</u>	略	略	<u>41</u>	<u>38</u>	略
63	<u>36</u>	略	略	<u>41</u>	<u>39</u>	略
64	<u>36</u>	略	略	<u>42</u>	<u>39</u>	略
65	<u>37</u>	略	略	<u>42</u>	略	略
66	<u>37</u>	略	略	<u>42</u>	<u>40</u>	
67	<u>38</u>	略	略	<u>43</u>	略	
68	<u>38</u>	略	略	<u>43</u>	略	
69	<u>39</u>	略	略	<u>43</u>	略	
70	<u>39</u>	略	略	<u>44</u>	<u>41</u>	
71	<u>40</u>	略	略	<u>44</u>	<u>41</u>	
72	<u>40</u>	略	略	<u>44</u>	略	
73	<u>41</u>	略	略	<u>45</u>	略	
74	<u>41</u>	略	略	<u>45</u>	<u>42</u>	
75	<u>42</u>	略	略	<u>45</u>	<u>42</u>	
76	<u>42</u>	略	略	<u>45</u>	<u>42</u>	
77	<u>43</u>	略	略	<u>46</u>	略	
78	<u>43</u>	略	略	<u>46</u>	<u>43</u>	
79	<u>44</u>	<u>58</u>	略	<u>46</u>	<u>43</u>	
80	<u>44</u>	略	略	<u>46</u>	<u>43</u>	
81	<u>45</u>	<u>59</u>	略	<u>47</u>	<u>43</u>	
82	<u>45</u>	<u>59</u>	略	<u>47</u>	<u>44</u>	
83	<u>46</u>	<u>60</u>	略	<u>47</u>	<u>44</u>	

84	<u>43</u>	<u>59</u>	略	<u>46</u>	<u>43</u>	
85	<u>43</u>	<u>59</u>	略	<u>47</u>	<u>43</u>	
86		<u>60</u>	略	<u>47</u>		
87		<u>60</u>	略	<u>47</u>		
88		<u>60</u>	略	<u>47</u>		
89		<u>60</u>	略	<u>47</u>		
90		<u>60</u>	略	略		
91		略	略	<u>48</u>		
92		<u>61</u>	略	<u>48</u>		
93		<u>61</u>	略	<u>48</u>		
94		<u>61</u>	略	<u>48</u>		
95		<u>61</u>	略	略		
96		略	略	略		
97		略	略	<u>49</u>		
98		略	略	<u>49</u>		
99		<u>62</u>	略	<u>49</u>		
100		<u>62</u>	略	略		
略						
103		略	略	<u>50</u>		
104		略	略	<u>50</u>		
略						

オ 医療職給料表(3)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
略					
58	<u>41</u>	略	略	略	略
59	<u>42</u>	略	略	略	略
60	<u>42</u>	略	略	略	略
61	<u>43</u>	略	略	略	略
62	<u>43</u>	略	略	略	略
63	<u>44</u>	略	略	略	略
64	<u>44</u>	略	略	略	略
65	<u>45</u>	略	略	略	略
66	<u>46</u>	略	略	略	略

84	<u>46</u>	<u>60</u>	略	<u>47</u>	<u>44</u>	
85	<u>47</u>	<u>61</u>	略	<u>48</u>	<u>44</u>	
86		<u>61</u>	略	<u>48</u>		
87		<u>61</u>	略	<u>48</u>		
88		<u>61</u>	略	<u>48</u>		
89		<u>61</u>	略	<u>48</u>		
90		<u>61</u>	略	略		
91		略	略	<u>49</u>		
92		<u>62</u>	略	<u>49</u>		
93		<u>62</u>	略	<u>49</u>		
94		<u>62</u>	略	<u>49</u>		
95		<u>62</u>	略	略		
96		略	略	略		
97		略	略	<u>50</u>		
98		略	略	<u>50</u>		
99		<u>63</u>	略	<u>50</u>		
100		<u>63</u>	略	略		
略						
103		略	略	<u>51</u>		
104		略	略	<u>51</u>		
略						

オ 医療職給料表(3)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
略					
58	<u>42</u>	略	略	略	略
59	<u>43</u>	略	略	略	略
60	<u>44</u>	略	略	略	略
61	<u>45</u>	略	略	略	略
62	<u>46</u>	略	略	略	略
63	<u>47</u>	略	略	略	略
64	<u>48</u>	略	略	略	略
65	<u>49</u>	略	略	略	略
66	<u>50</u>	略	略	略	略

67	<u>47</u>	略	略	略	略
68	<u>48</u>	略	略	略	略
69	<u>49</u>	略	略	略	略
70	<u>50</u>	略	略	略	略
71	<u>51</u>	略	略	略	略
72	<u>52</u>	略	略	略	略
73	<u>53</u>	略	略	略	略
74	<u>54</u>	略	略	略	略
75	<u>55</u>	略	略	略	略
76	<u>56</u>	略	略	略	略
77	<u>57</u>	略	略	略	略
78	<u>58</u>	略	略	略	略
79	<u>59</u>	略	略	略	略
80	<u>60</u>	略	略	略	略
81	<u>61</u>	略	略	略	略
82	<u>62</u>	略	略	略	略
83	<u>63</u>	略	略	略	略
84	<u>64</u>	略	略	略	略
85	<u>65</u>	略	略	略	略
86	<u>65</u>	略	略	略	略
87	<u>66</u>	略	略	略	略
88	<u>66</u>	略	略	略	略
89	<u>67</u>	略	略	略	略
90	<u>67</u>	略	略	略	略
91	<u>68</u>	略	略	略	略
92	<u>68</u>	略	略	略	略
93	<u>69</u>	略	略	略	略
94	<u>70</u>	略	略	略	
95	<u>71</u>	略	略	略	
96	<u>72</u>	略	略	略	
97	<u>73</u>	略	略	略	
98	<u>74</u>	略	略	略	
99	<u>75</u>	略	略	略	
略					
113	<u>81</u>	略	略	略	

67	<u>51</u>	略	略	略	略
68	<u>52</u>	略	略	略	略
69	<u>53</u>	略	略	略	略
70	<u>54</u>	略	略	略	略
71	<u>55</u>	略	略	略	略
72	<u>56</u>	略	略	略	略
73	<u>57</u>	略	略	略	略
74	<u>58</u>	略	略	略	略
75	<u>59</u>	略	略	略	略
76	<u>60</u>	略	略	略	略
77	<u>61</u>	略	略	略	略
78	<u>62</u>	略	略	略	略
79	<u>63</u>	略	略	略	略
80	<u>64</u>	略	略	略	略
81	<u>65</u>	略	略	略	略
82	<u>65</u>	略	略	略	略
83	<u>66</u>	略	略	略	略
84	<u>66</u>	略	略	略	略
85	<u>67</u>	略	略	略	略
86	<u>67</u>	略	略	略	略
87	<u>68</u>	略	略	略	略
88	<u>68</u>	略	略	略	略
89	<u>69</u>	略	略	略	略
90	<u>70</u>	略	略	略	略
91	<u>71</u>	略	略	略	略
92	<u>72</u>	略	略	略	略
93	<u>73</u>	略	略	略	略
94	<u>73</u>	略	略	略	
95	<u>74</u>	略	略	略	
96	<u>74</u>	略	略	略	
97	<u>75</u>	略	略	略	
98	<u>75</u>	略	略	略	
99	<u>76</u>	略	略	略	
略					
113	<u>82</u>	略	略	略	

略					
117	<u>82</u>	略	略	略	
118	<u>82</u>	略	略	略	
略					
121	<u>83</u>	略	略	略	
122	<u>83</u>	略	略		
123	<u>83</u>	略	略		
124	略	略	略		
125	<u>84</u>	略	略		
126	<u>84</u>	略			
127	<u>84</u>	略			
128	<u>84</u>	略			
129	<u>85</u>	略			
130	<u>85</u>	略			
131	<u>85</u>	略			
132	<u>86</u>	略			
133	<u>86</u>	略			
134	<u>86</u>	略			
135	<u>87</u>	略			
136	<u>87</u>	略			
137	<u>87</u>	略			
138	<u>88</u>	略			
139	<u>88</u>	略			
140	<u>88</u>	略			
141	<u>89</u>	略			
142	<u>89</u>	略			
143	<u>89</u>	略			
144	<u>89</u>	略			
145	<u>90</u>	略			
146	<u>90</u>	略			
147	<u>90</u>	略			
148	<u>90</u>	略			
149	<u>91</u>	略			
150	<u>91</u>	略			

略					
117	<u>83</u>	略	略	略	
118	<u>83</u>	略	略	略	
略					
121	<u>84</u>	略	略	略	
122	<u>84</u>	略	略		
123	<u>84</u>	略	略		
124	略	略	略		
125	<u>85</u>	略	略		
126	<u>85</u>	略			
127	<u>85</u>	略			
128	<u>86</u>	略			
129	<u>86</u>	略			
130	<u>86</u>	略			
131	<u>87</u>	略			
132	<u>87</u>	略			
133	<u>87</u>	略			
134	<u>88</u>	略			
135	<u>88</u>	略			
136	<u>88</u>	略			
137	<u>89</u>	略			
138	<u>89</u>	略			
139	<u>89</u>	略			
140	<u>89</u>	略			
141	<u>90</u>	略			
142	<u>90</u>	略			
143	<u>90</u>	略			
144	<u>90</u>	略			
145	<u>91</u>	略			
146	<u>91</u>	略			
147	<u>91</u>	略			
148	<u>91</u>	略			
149	<u>92</u>	略			
150	<u>92</u>	略			

151	<u>91</u>	略			
152	<u>91</u>	略			
153	<u>92</u>	略			
154	<u>92</u>				
155	<u>92</u>				
156	<u>92</u>				
157	<u>93</u>				
158	<u>93</u>				
159	<u>93</u>				
160	略				
161	<u>94</u>				
162	<u>94</u>				
略					
165	<u>95</u>				
略					

備考 略

別表第8 降格時号給対応表 (第24条の2 関係)
ア 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
略								
7	<u>38</u>	略	略	略	略	略	略	略
8	略	略	略	略	略	略	略	略
9	<u>41</u>	略	略	略	略	略	略	略
略								
21	<u>54</u>	略	略	略	略	略	略	略
22	<u>56</u>	略	略	略	略	略	略	略
23	<u>58</u>	略	略	略	略	略	略	略
24	<u>60</u>	略	略	略	略	略	略	略
25	<u>62</u>	略	略	略	略	略	略	略
26	<u>64</u>	略	略	略	略	略	略	略
27	<u>66</u>	略	略	略	略	略	略	略
28	略	略	略	略	略	略	略	略
29	<u>71</u>	略	略	略	略	略	略	略

151	<u>92</u>	略			
152	<u>92</u>	略			
153	<u>93</u>	略			
154	<u>93</u>				
155	<u>93</u>				
156	<u>93</u>				
157	<u>94</u>				
158	<u>94</u>				
159	<u>94</u>				
160	略				
161	<u>95</u>				
162	<u>95</u>				
略					
165	<u>96</u>				
略					

備考 略

別表第8 降格時号給対応表 (第24条の2 関係)
ア 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
略								
7	<u>37</u>	略	略	略	略	略	略	略
8	略	略	略	略	略	略	略	略
9	<u>40</u>	略	略	略	略	略	略	略
略								
21	<u>53</u>	略	略	略	略	略	略	略
22	<u>54</u>	略	略	略	略	略	略	略
23	<u>55</u>	略	略	略	略	略	略	略
24	<u>56</u>	略	略	略	略	略	略	略
25	<u>59</u>	略	略	略	略	略	略	略
26	<u>62</u>	略	略	略	略	略	略	略
27	<u>65</u>	略	略	略	略	略	略	略
28	略	略	略	略	略	略	略	略
29	<u>70</u>	略	略	略	略	略	略	略

30	<u>74</u>	略	略	略	略	略	略	略
31	<u>77</u>	略	略	略	略	<u>77</u>	略	略
32	<u>80</u>	略	略	略	略	略	略	略
33	<u>83</u>	略	略	略	略	略	略	略
34	<u>86</u>	略	略	略	略	略	略	略
35	<u>89</u>	略	略	略	略	略	略	略
36	<u>92</u>	略	略	略	略	略	略	略
37	<u>93</u>	<u>54</u>	略	略	略	略	略	略
38	<u>93</u>	<u>56</u>	略	略	略	略	略	略
39	<u>93</u>	<u>58</u>	略	略	略	略	略	略
40	<u>93</u>	<u>60</u>	略	略	略	略	略	略
41	略	<u>61</u>	略	略	略	略	略	略
42	略	<u>62</u>	略	略	略	略	略	
43	略	<u>63</u>	略	略	略	略	略	
略								
49	略	<u>77</u>	略	略	略	略		
50	略	<u>82</u>	略	略	略	略		
51	略	<u>87</u>	略	略	略	略		
52	略	<u>92</u>	略	略	略	略		
53	略	<u>97</u>	略	略	略	略		
54	略	<u>102</u>	略	略	略	略		
55	略	<u>107</u>	<u>99</u>	略	略	略		
56	略	<u>116</u>	<u>106</u>	略	略	略		
57	略	<u>125</u>	<u>113</u>	略	略	略		
58	略	<u>125</u>	<u>113</u>	略	略	略		
略								

イ 研究職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
略				
17	<u>42</u>	<u>51</u>	略	略
18	<u>44</u>	<u>54</u>	略	略
19	<u>46</u>	<u>57</u>	略	略
20	<u>48</u>	<u>60</u>	略	略

30	<u>72</u>	略	略	略	略	略	略	略
31	<u>74</u>	略	略	略	略	<u>67</u>	略	略
32	<u>76</u>	略	略	略	略	略	略	略
33	<u>78</u>	略	略	略	略	略	略	略
34	<u>80</u>	略	略	略	略	略	略	略
35	<u>82</u>	略	略	略	略	略	略	略
36	<u>84</u>	略	略	略	略	略	略	略
37	<u>86</u>	<u>53</u>	略	略	略	略	略	略
38	<u>88</u>	<u>54</u>	略	略	略	略	略	略
39	<u>90</u>	<u>55</u>	略	略	略	略	略	略
40	<u>92</u>	<u>56</u>	略	略	略	略	略	略
41	略	<u>58</u>	略	略	略	略	略	略
42	略	<u>60</u>	略	略	略	略	略	
43	略	<u>62</u>	略	略	略	略	略	
略								
49	略	<u>76</u>	略	略	略	略		
50	略	<u>80</u>	略	略	略	略		
51	略	<u>84</u>	略	略	略	略		
52	略	<u>88</u>	略	略	略	略		
53	略	<u>93</u>	略	略	略	略		
54	略	<u>98</u>	略	略	略	略		
55	略	<u>103</u>	<u>97</u>	略	略	略		
56	略	<u>109</u>	<u>102</u>	略	略	略		
57	略	<u>115</u>	<u>107</u>	略	略	略		
58	略	<u>121</u>	<u>112</u>	略	略	略		
略								

イ 研究職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
略				
17	<u>41</u>	<u>50</u>	略	略
18	<u>42</u>	<u>52</u>	略	略
19	<u>43</u>	<u>54</u>	略	略
20	<u>44</u>	<u>56</u>	略	略

21	<u>49</u>	<u>62</u>	略	略
22	<u>50</u>	<u>64</u>	略	略
23	<u>51</u>	<u>66</u>	略	略
24	略	略	略	略
25	略	<u>71</u>	略	略
26	略	<u>74</u>	略	略
27	略	<u>77</u>	略	略
28	略	<u>80</u>	略	略
29	<u>63</u>	<u>81</u>	略	略
30	<u>66</u>	<u>82</u>	略	略
31	<u>69</u>	<u>83</u>	略	略
32	<u>72</u>	<u>84</u>	略	略
33	<u>74</u>	<u>88</u>	略	略
34	<u>76</u>	<u>92</u>	略	略
35	<u>78</u>	<u>96</u>	略	略
36	<u>80</u>	<u>100</u>	略	略
37	<u>82</u>	<u>103</u>	<u>59</u>	略
38	<u>84</u>	<u>108</u>	<u>62</u>	略
39	<u>86</u>	<u>113</u>	<u>65</u>	略
40	<u>88</u>	<u>118</u>	<u>68</u>	略
41	<u>90</u>	<u>121</u>	<u>70</u>	略
42	<u>92</u>	<u>121</u>	<u>74</u>	略
43	<u>94</u>	略	<u>77</u>	略
44	<u>96</u>	略	<u>80</u>	略
45	<u>97</u>	略	<u>83</u>	略
46	<u>98</u>	略	略	略
47	<u>99</u>	略	略	略
48	<u>100</u>	略	略	略
49	<u>101</u>	略	略	略
50	<u>102</u>	略	略	略
51	<u>103</u>	略	略	略
52	<u>104</u>	略	略	略
53	<u>107</u>	略	略	略
54	<u>110</u>	略	略	略

21	<u>46</u>	<u>59</u>	略	略
22	<u>48</u>	<u>62</u>	略	略
23	<u>50</u>	<u>65</u>	略	略
24	略	略	略	略
25	略	<u>70</u>	略	略
26	略	<u>72</u>	略	略
27	略	<u>74</u>	略	略
28	略	<u>76</u>	略	略
29	<u>62</u>	<u>77</u>	略	略
30	<u>64</u>	<u>78</u>	略	略
31	<u>66</u>	<u>79</u>	略	略
32	<u>68</u>	<u>80</u>	略	略
33	<u>70</u>	<u>84</u>	略	略
34	<u>72</u>	<u>88</u>	略	略
35	<u>74</u>	<u>92</u>	略	略
36	<u>76</u>	<u>96</u>	略	略
37	<u>78</u>	<u>99</u>	<u>58</u>	略
38	<u>80</u>	<u>102</u>	<u>60</u>	略
39	<u>82</u>	<u>106</u>	<u>62</u>	略
40	<u>84</u>	<u>110</u>	<u>64</u>	略
41	<u>86</u>	<u>115</u>	<u>67</u>	略
42	<u>88</u>	<u>120</u>	<u>70</u>	略
43	<u>90</u>	略	<u>74</u>	略
44	<u>92</u>	略	<u>78</u>	略
45	<u>93</u>	略	<u>82</u>	略
46	<u>94</u>	略	略	略
47	<u>95</u>	略	略	略
48	<u>96</u>	略	略	略
49	<u>97</u>	略	略	略
50	<u>98</u>	略	略	略
51	<u>99</u>	略	略	略
52	<u>100</u>	略	略	略
53	<u>102</u>	略	略	略
54	<u>104</u>	略	略	略

55	<u>113</u>	略	略	略
56	<u>116</u>	略	略	略
57	<u>118</u>	略	略	略
58	<u>120</u>	略	略	略
59	<u>121</u>	略	略	略
60	<u>121</u>	略	略	略
略				

ウ 医療職給料表(1)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
略			
25	<u>47</u>	略	略
26	<u>51</u>	略	略
27	<u>55</u>	略	略
28	<u>59</u>	略	略
29	<u>62</u>	略	略
30	<u>64</u>	略	略
略			

エ 医療職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
略						
25	<u>46</u>	略	略	略	略	略
26	<u>48</u>	略	略	略	略	略
27	<u>50</u>	略	略	略	略	略
28	<u>52</u>	略	略	略	略	略
29	<u>54</u>	略	略	略	略	略
30	<u>56</u>	略	略	略	略	略
31	<u>58</u>	略	略	略	略	略
32	<u>60</u>	略	略	略	略	略
33	<u>62</u>	略	略	略	<u>51</u>	略
34	<u>64</u>	略	略	略	<u>54</u>	略
35	<u>66</u>	略	略	略	<u>57</u>	略
36	<u>68</u>	略	略	略	<u>60</u>	略

55	<u>106</u>	略	略	略
56	<u>108</u>	略	略	略
57	<u>111</u>	略	略	略
58	<u>114</u>	略	略	略
59	<u>117</u>	略	略	略
60	<u>120</u>	略	略	略
略				

ウ 医療職給料表(1)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
略			
25	<u>46</u>	略	略
26	<u>48</u>	略	略
27	<u>52</u>	略	略
28	<u>56</u>	略	略
29	<u>59</u>	略	略
30	<u>62</u>	略	略
略			

エ 医療職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
略						
25	<u>45</u>	略	略	略	略	略
26	<u>46</u>	略	略	略	略	略
27	<u>47</u>	略	略	略	略	略
28	<u>48</u>	略	略	略	略	略
29	<u>50</u>	略	略	略	略	略
30	<u>52</u>	略	略	略	略	略
31	<u>54</u>	略	略	略	略	略
32	<u>56</u>	略	略	略	略	略
33	<u>58</u>	略	略	略	<u>50</u>	略
34	<u>60</u>	略	略	略	<u>52</u>	略
35	<u>62</u>	略	略	略	<u>54</u>	略
36	<u>64</u>	略	略	略	<u>56</u>	略

37	<u>70</u>	略	略	<u>58</u>	<u>62</u>	略
38	<u>72</u>	略	略	<u>60</u>	<u>64</u>	略
39	<u>74</u>	略	略	<u>62</u>	<u>66</u>	略
40	<u>76</u>	略	略	<u>64</u>	<u>71</u>	略
41	<u>79</u>	略	略	<u>67</u>	<u>76</u>	略
42	<u>82</u>	略	略	<u>70</u>	<u>81</u>	略
43	<u>85</u>	略	略	<u>73</u>	<u>85</u>	略
44	<u>85</u>	略	略	<u>76</u>	略	略
45	<u>85</u>	略	略	<u>80</u>	略	略
46	<u>85</u>	略	略	<u>84</u>	略	略
47	略	略	略	<u>89</u>	略	略
48	略	略	略	<u>94</u>	略	略
49	略	略	略	<u>99</u>	略	略
50	略	略	略	<u>104</u>	略	略
略						
57	略	<u>79</u>	略	略	略	
58	略	<u>82</u>	略	略	略	
59	略	<u>85</u>	略	略	略	
60	略	<u>90</u>	略	略	略	
61	略	<u>95</u>	略	略	略	
62	略	<u>100</u>	略	略	略	
略						

オ 医療職給料表(3)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
略					
9	<u>24</u>	略	略	略	略
略					
12	<u>28</u>	略	略	略	略
13	<u>29</u>	略	略	略	略
14	<u>30</u>	略	略	略	略
略					
41	<u>58</u>	略	略	略	略
42	<u>60</u>	略	略	略	略

37	<u>66</u>	略	略	<u>57</u>	<u>59</u>	略
38	<u>68</u>	略	略	<u>58</u>	<u>62</u>	略
39	<u>70</u>	略	略	<u>59</u>	<u>65</u>	略
40	<u>72</u>	略	略	<u>60</u>	<u>69</u>	略
41	<u>74</u>	略	略	<u>63</u>	<u>73</u>	略
42	<u>76</u>	略	略	<u>66</u>	<u>77</u>	略
43	<u>78</u>	略	略	<u>69</u>	<u>81</u>	略
44	<u>80</u>	略	略	<u>72</u>	略	略
45	<u>82</u>	略	略	<u>76</u>	略	略
46	<u>84</u>	略	略	<u>80</u>	略	略
47	略	略	略	<u>84</u>	略	略
48	略	略	略	<u>90</u>	略	略
49	略	略	略	<u>96</u>	略	略
50	略	略	略	<u>102</u>	略	略
略						
57	略	<u>78</u>	略	略	略	
58	略	<u>80</u>	略	略	略	
59	略	<u>82</u>	略	略	略	
60	略	<u>84</u>	略	略	略	
61	略	<u>91</u>	略	略	略	
62	略	<u>98</u>	略	略	略	
略						

オ 医療職給料表(3)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
略					
9	<u>23</u>	略	略	略	略
略					
12	<u>27</u>	略	略	略	略
13	<u>28</u>	略	略	略	略
14	<u>29</u>	略	略	略	略
略					
41	<u>57</u>	略	略	略	略
42	<u>58</u>	略	略	略	略

43	<u>62</u>	略	略	略	略
44	<u>64</u>	略	略	略	略
45	<u>65</u>	略	略	略	略
46	<u>66</u>	略	略	略	略
47	<u>67</u>	略	略	略	略
48	<u>68</u>	略	略	略	略
49	<u>69</u>	略	略	略	略
50	<u>70</u>	略	略	略	略
51	<u>71</u>	略	略	略	略
52	<u>72</u>	略	略	略	略
53	<u>73</u>	略	略	略	略
54	<u>74</u>	略	略	略	略
55	<u>75</u>	略	略	略	略
56	<u>76</u>	略	略	略	略
57	<u>77</u>	略	略	略	略
58	<u>78</u>	略	略	略	略
59	<u>79</u>	略	略	略	略
60	<u>80</u>	略	略	略	略
61	<u>81</u>	略	略	略	略
62	<u>82</u>	略	略	略	略
63	<u>83</u>	略	略	略	略
64	<u>84</u>	略	略	略	略
65	<u>86</u>	略	略	略	略
66	<u>88</u>	略	略	略	略
67	<u>90</u>	略	略	略	略
68	<u>92</u>	略	略	略	略
69	<u>93</u>	略	略	略	略
70	<u>94</u>	略	略	略	
71	<u>95</u>	略	略	略	
72	<u>96</u>	略	略	略	
73	<u>97</u>	略	略	略	
74	<u>98</u>	略	略	略	
75	<u>99</u>	略	略	略	
略					

43	<u>59</u>	略	略	略	略
44	<u>60</u>	略	略	略	略
45	<u>61</u>	略	略	略	略
46	<u>62</u>	略	略	略	略
47	<u>63</u>	略	略	略	略
48	<u>64</u>	略	略	略	略
49	<u>65</u>	略	略	略	略
50	<u>66</u>	略	略	略	略
51	<u>67</u>	略	略	略	略
52	<u>68</u>	略	略	略	略
53	<u>69</u>	略	略	略	略
54	<u>70</u>	略	略	略	略
55	<u>71</u>	略	略	略	略
56	<u>72</u>	略	略	略	略
57	<u>73</u>	略	略	略	略
58	<u>74</u>	略	略	略	略
59	<u>75</u>	略	略	略	略
60	<u>76</u>	略	略	略	略
61	<u>77</u>	略	略	略	略
62	<u>78</u>	略	略	略	略
63	<u>79</u>	略	略	略	略
64	<u>80</u>	略	略	略	略
65	<u>82</u>	略	略	略	略
66	<u>84</u>	略	略	略	略
67	<u>86</u>	略	略	略	略
68	<u>88</u>	略	略	略	略
69	<u>89</u>	略	略	略	略
70	<u>90</u>	略	略	略	
71	<u>91</u>	略	略	略	
72	<u>92</u>	略	略	略	
73	<u>94</u>	略	略	略	
74	<u>96</u>	略	略	略	
75	<u>98</u>	略	略	略	
略					

81	<u>113</u>	略	略	略	
82	<u>118</u>	略	略	略	
83	<u>123</u>	略	略	略	
84	<u>128</u>	略	略	略	
85	<u>131</u>	略	略	略	
86	<u>134</u>	略	略	略	
87	<u>137</u>	略	略	略	
88	<u>140</u>	略	略	略	
89	<u>144</u>	略	略	略	
90	<u>148</u>	略	略	略	
91	<u>152</u>	略	略	略	
92	<u>156</u>	略	略	略	
93	<u>159</u>	略	略	略	
94	<u>162</u>	略	略		
95	<u>165</u>	略	略		
略					

備考 略

81	<u>112</u>	略	略	略	
82	<u>116</u>	略	略	略	
83	<u>120</u>	略	略	略	
84	<u>124</u>	略	略	略	
85	<u>127</u>	略	略	略	
86	<u>130</u>	略	略	略	
87	<u>133</u>	略	略	略	
88	<u>136</u>	略	略	略	
89	<u>140</u>	略	略	略	
90	<u>144</u>	略	略	略	
91	<u>148</u>	略	略	略	
92	<u>152</u>	略	略	略	
93	<u>156</u>	略	略	略	
94	<u>160</u>	略	略		
95	<u>164</u>	略	略		
略					

備考 略

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 令和5年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給がこの規則による改正前の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

和歌山県人事委員会規則第15号

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月26日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表第7 昇格時号給対応表（第23条関係） ア 高等学校等教育職員給料表昇格時号給対応表						別表第7 昇格時号給対応表（第23条関係） ア 高等学校等教育職員給料表昇格時号給対応表					
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	特2級	3級		4級		2級	特2級	3級		4級
			2級からの昇格の場合	特2級からの昇格の場合				2級からの昇格の場合	特2級からの昇格の場合		
略						略					
46	<u>25</u>	略	略	略	略	46	<u>26</u>	略	略	略	略
47	<u>26</u>	略	略	略	略	47	<u>27</u>	略	略	略	略
48	<u>26</u>	略	略	略	略	48	<u>28</u>	略	略	略	略
49	<u>27</u>	略	略	略	略	49	<u>29</u>	略	略	略	略
50	<u>27</u>	略	略	略	略	50	<u>29</u>	略	略	略	略
51	<u>28</u>	略	略	略	略	51	<u>30</u>	略	略	略	略
52	<u>28</u>	略	略	略	略	52	<u>30</u>	略	略	略	略
53	<u>29</u>	略	略	略	略	53	<u>31</u>	略	略	略	略
54	<u>29</u>	略	略	略	略	54	<u>31</u>	略	略	略	略
55	<u>30</u>	略	略	略	略	55	<u>32</u>	略	略	略	略
56	<u>30</u>	略	略	略	略	56	<u>32</u>	略	略	略	略
57	<u>31</u>	略	略	略	略	57	<u>33</u>	略	略	略	略
58	<u>31</u>	略	略	略	略	58	<u>33</u>	略	略	略	略
59	<u>32</u>	略	略	略	略	59	<u>33</u>	略	略	略	略
60	<u>32</u>	略	略	略	略	60	<u>34</u>	略	略	略	略
61	<u>33</u>	略	略	略	略	61	<u>34</u>	略	略	略	略
62	<u>33</u>	略	略	略	略	62	<u>34</u>	略	略	略	略
63	<u>34</u>	略	略	略	略	63	<u>35</u>	略	略	略	略
64	<u>34</u>	略	略	略	略	64	<u>35</u>	略	略	略	略
65	略	略	略	略	略	65	略	略	略	略	略
66	<u>35</u>	略	略	略	略	66	<u>36</u>	略	略	略	略
略						略					
70	<u>37</u>	略	略	略	略	70	<u>38</u>	略	略	略	略
71	<u>38</u>	略	略	略	略	71	<u>39</u>	略	略	略	略

72	<u>38</u>	略	略	略	略
73	<u>39</u>	略	略	略	略
74	<u>39</u>	略	略	略	略
75	<u>40</u>	略	略	略	略
76	<u>40</u>	略	略	略	略
77	<u>41</u>	略	略	略	略
78	<u>41</u>	略	略	略	
79	<u>42</u>	略	略	略	
80	<u>42</u>	略	略	略	
81	<u>43</u>	略	略	略	
82	<u>43</u>	略	略	略	
83	<u>44</u>	略	略	略	
84	<u>44</u>	略	略	略	
85	<u>45</u>	略	略	略	
86	<u>45</u>	略	略	略	
87	<u>46</u>	略	略	略	
88	<u>46</u>	略	略	略	
89	<u>47</u>	略	略	略	
90	<u>47</u>	略	略	略	
91	<u>48</u>	略	略	略	
92	<u>48</u>	略	略	略	
93	<u>49</u>	略	略	略	
94	<u>49</u>	略	略	略	
95	<u>50</u>	略	略	略	
96	<u>50</u>	略	略	略	
97	<u>51</u>	略	略	略	
98	<u>51</u>	略	略	略	
99	<u>52</u>	略	略	略	
100	<u>52</u>	略	略	略	
101	<u>53</u>	略	略	略	
102	<u>53</u>	略	略	略	
103	<u>54</u>	略	略	略	
104	<u>54</u>	略	略	略	
105	<u>55</u>	略	略	略	

72	<u>40</u>	略	略	略	略
73	<u>41</u>	略	略	略	略
74	<u>41</u>	略	略	略	略
75	<u>42</u>	略	略	略	略
76	<u>42</u>	略	略	略	略
77	<u>43</u>	略	略	略	略
78	<u>43</u>	略	略	略	
79	<u>44</u>	略	略	略	
80	<u>44</u>	略	略	略	
81	<u>45</u>	略	略	略	
82	<u>45</u>	略	略	略	
83	<u>46</u>	略	略	略	
84	<u>46</u>	略	略	略	
85	<u>47</u>	略	略	略	
86	<u>47</u>	略	略	略	
87	<u>48</u>	略	略	略	
88	<u>48</u>	略	略	略	
89	<u>49</u>	略	略	略	
90	<u>49</u>	略	略	略	
91	<u>50</u>	略	略	略	
92	<u>50</u>	略	略	略	
93	<u>51</u>	略	略	略	
94	<u>51</u>	略	略	略	
95	<u>52</u>	略	略	略	
96	<u>52</u>	略	略	略	
97	<u>53</u>	略	略	略	
98	<u>53</u>	略	略	略	
99	<u>54</u>	略	略	略	
100	<u>54</u>	略	略	略	
101	<u>55</u>	略	略	略	
102	<u>55</u>	略	略	略	
103	<u>56</u>	略	略	略	
104	<u>56</u>	略	略	略	
105	<u>57</u>	略	略	略	

106	<u>55</u>	略	略	略	
107	<u>56</u>	略	略	略	
108	<u>56</u>	略	略	略	
109	<u>57</u>	略	略	略	
110	<u>57</u>	略	略	略	
111	<u>57</u>	略	略	略	
112	<u>57</u>	略	略	略	
113	<u>58</u>	略	略	略	
114	<u>58</u>	略	略	略	
115	<u>58</u>	略	略	略	
116	<u>58</u>	略	略	略	
117	<u>59</u>	略	略	略	
118	<u>59</u>	略	略		
119	<u>59</u>	略	略		
120	<u>59</u>	略	略		
121	<u>60</u>	略	略		
122	<u>60</u>	略	略		
123	<u>60</u>	略	略		
124	<u>60</u>	略	略		
125	<u>61</u>	略	略		
126	<u>61</u>	略	略		
127	<u>61</u>	略	略		
128	<u>61</u>	略	略		
129	<u>61</u>	略	略		
130	<u>61</u>	略	略		
131	<u>62</u>	略	略		
132	<u>62</u>	略	略		
133	<u>62</u>	略	略		
134	<u>62</u>	略	略		
135	<u>62</u>	略	略		
136	<u>62</u>	略	略		
137	<u>63</u>	略	略		
138	<u>63</u>	略	略		
139	<u>63</u>	略	略		
140	<u>63</u>	略	略		

106	<u>57</u>	略	略	略	
107	<u>57</u>	略	略	略	
108	<u>58</u>	略	略	略	
109	<u>58</u>	略	略	略	
110	<u>58</u>	略	略	略	
111	<u>59</u>	略	略	略	
112	<u>59</u>	略	略	略	
113	<u>59</u>	略	略	略	
114	<u>60</u>	略	略	略	
115	<u>60</u>	略	略	略	
116	<u>60</u>	略	略	略	
117	<u>61</u>	略	略	略	
118	<u>61</u>	略	略		
119	<u>61</u>	略	略		
120	<u>61</u>	略	略		
121	<u>61</u>	略	略		
122	<u>62</u>	略	略		
123	<u>62</u>	略	略		
124	<u>62</u>	略	略		
125	<u>62</u>	略	略		
126	<u>62</u>	略	略		
127	<u>63</u>	略	略		
128	<u>63</u>	略	略		
129	<u>63</u>	略	略		
130	<u>63</u>	略	略		
131	<u>63</u>	略	略		
132	<u>64</u>	略	略		
133	<u>64</u>	略	略		
134	<u>64</u>	略	略		
135	<u>64</u>	略	略		
136	<u>64</u>	略	略		
137	<u>65</u>	略	略		
138	<u>65</u>	略	略		
139	<u>65</u>	略	略		
140	<u>65</u>	略	略		

141	<u>63</u>	略	略		
142	<u>63</u>	略	略		
143	<u>64</u>	略	略		
144	<u>64</u>	略	略		
145	<u>64</u>	略	略		
146	<u>64</u>				
147	<u>64</u>				
148	<u>64</u>				
149	<u>65</u>				
150	<u>65</u>				
151	<u>66</u>				
152	<u>66</u>				
153	<u>67</u>				

イ 中学校教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	特2級	3級		4級
			2級からの昇格の場合	特2級からの昇格の場合	
略					
46	<u>37</u>	略	略	略	略
47	<u>38</u>	略	略	略	略
48	<u>38</u>	略	略	略	略
49	<u>39</u>	略	略	略	略
50	<u>39</u>	略	略	略	略
51	<u>40</u>	略	略	略	略
52	<u>40</u>	略	略	略	略
53	<u>41</u>	略	略	略	略
54	<u>41</u>	略	略	略	略
55	<u>42</u>	略	略	略	略
56	<u>42</u>	略	略	略	略
57	略	略	略	略	略
58	<u>43</u>	略	略	略	略
略					
66	<u>47</u>	略	略	略	略

141	<u>65</u>	略	略		
142	<u>66</u>	略	略		
143	<u>66</u>	略	略		
144	<u>66</u>	略	略		
145	<u>66</u>	略	略		
146	<u>66</u>				
147	<u>67</u>				
148	<u>67</u>				
149	<u>67</u>				
150	<u>67</u>				
151	<u>67</u>				
152	<u>68</u>				
153	<u>68</u>				

イ 中学校教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	特2級	3級		4級
			2級からの昇格の場合	特2級からの昇格の場合	
略					
46	<u>38</u>	略	略	略	略
47	<u>39</u>	略	略	略	略
48	<u>40</u>	略	略	略	略
49	<u>41</u>	略	略	略	略
50	<u>41</u>	略	略	略	略
51	<u>41</u>	略	略	略	略
52	<u>42</u>	略	略	略	略
53	<u>42</u>	略	略	略	略
54	<u>42</u>	略	略	略	略
55	<u>43</u>	略	略	略	略
56	<u>43</u>	略	略	略	略
57	略	略	略	略	略
58	<u>44</u>	略	略	略	略
略					
66	<u>48</u>	略	略	略	略

略					
79	<u>53</u>	略	略	略	略
80	略	略	略	略	略
81	<u>54</u>	略	略	略	略
82	<u>54</u>	略	略	略	略
83	<u>55</u>	略	略	略	略
84	<u>55</u>	略	略	略	略
85	<u>55</u>	略	略	略	略
86	<u>56</u>	略	略	略	略
87	<u>56</u>	略	略	略	略
88	<u>56</u>	略	略	略	略
89	<u>57</u>	略	略	略	略
90	<u>57</u>	略	略	略	略
91	<u>58</u>	略	略	略	略
92	<u>58</u>	略	略	略	略
93	<u>59</u>	略	略	略	略
94	<u>59</u>	略	略	略	
95	<u>60</u>	略	略	略	
96	<u>60</u>	略	略	略	
97	<u>61</u>	略	略	略	
98	<u>61</u>	略	略	略	
99	<u>61</u>	略	略	略	
100	<u>61</u>	略	略	略	
101	<u>62</u>	略	略	略	
102	<u>62</u>	略	略	略	
103	<u>62</u>	略	略	略	
104	<u>62</u>	略	略	略	
105	<u>63</u>	略	略	略	
106	<u>63</u>	略	略	略	
107	<u>63</u>	略	略	略	
108	<u>63</u>	略	略	略	
109	<u>64</u>	略	略	略	
110	<u>64</u>	略	略	略	
111	<u>64</u>	略	略	略	

略					
79	<u>54</u>	略	略	略	略
80	略	略	略	略	略
81	<u>55</u>	略	略	略	略
82	<u>55</u>	略	略	略	略
83	<u>56</u>	略	略	略	略
84	<u>56</u>	略	略	略	略
85	<u>57</u>	略	略	略	略
86	<u>58</u>	略	略	略	略
87	<u>59</u>	略	略	略	略
88	<u>60</u>	略	略	略	略
89	<u>61</u>	略	略	略	略
90	<u>61</u>	略	略	略	略
91	<u>61</u>	略	略	略	略
92	<u>62</u>	略	略	略	略
93	<u>62</u>	略	略	略	略
94	<u>62</u>	略	略	略	
95	<u>63</u>	略	略	略	
96	<u>63</u>	略	略	略	
97	<u>63</u>	略	略	略	
98	<u>64</u>	略	略	略	
99	<u>64</u>	略	略	略	
100	<u>64</u>	略	略	略	
101	<u>65</u>	略	略	略	
102	<u>65</u>	略	略	略	
103	<u>65</u>	略	略	略	
104	<u>65</u>	略	略	略	
105	<u>65</u>	略	略	略	
106	<u>65</u>	略	略	略	
107	<u>65</u>	略	略	略	
108	<u>66</u>	略	略	略	
109	<u>66</u>	略	略	略	
110	<u>66</u>	略	略	略	
111	<u>66</u>	略	略	略	

112	<u>64</u>	略	略	略	
113	<u>65</u>	略	略	略	
114	<u>65</u>	略	略	略	
115	<u>65</u>	略	略	略	
116	<u>65</u>	略	略	略	
117	<u>66</u>	略	略	略	
118	<u>66</u>	略	略		
119	<u>66</u>	略	略		
120	<u>66</u>	略	略		
121	略	略	略		
122	<u>67</u>	略	略		
123	<u>67</u>	略	略		
124	<u>67</u>	略	略		
略					

備考 略

別表第8 降格時号給対応表(第25条関係)
ア 高等学校等教育職員給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給				
	1級	2級		特2級	3級
		特2級からの降格の場合	3級からの降格の場合		
略					
25	<u>46</u>	略	略	略	略
26	<u>48</u>	略	略	略	略
27	<u>50</u>	略	略	略	略
28	<u>52</u>	略	略	略	略
29	<u>54</u>	略	略	略	略
30	<u>56</u>	略	略	略	略
31	<u>58</u>	略	略	略	略
32	<u>60</u>	略	略	略	略
33	<u>62</u>	略	略	略	略
34	<u>64</u>	略	略	略	略
35	<u>66</u>	略	略	略	略
36	略	略	略	略	略

112	<u>66</u>	略	略	略	
113	<u>66</u>	略	略	略	
114	<u>66</u>	略	略	略	
115	<u>67</u>	略	略	略	
116	<u>67</u>	略	略	略	
117	<u>67</u>	略	略	略	
118	<u>67</u>	略	略		
119	<u>67</u>	略	略		
120	<u>67</u>	略	略		
121	略	略	略		
122	<u>68</u>	略	略		
123	<u>68</u>	略	略		
124	<u>68</u>	略	略		
略					

備考 略

別表第8 降格時号給対応表(第25条関係)
ア 高等学校等教育職員給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給				
	1級	2級		特2級	3級
		特2級からの降格の場合	3級からの降格の場合		
略					
25	<u>45</u>	略	略	略	略
26	<u>46</u>	略	略	略	略
27	<u>47</u>	略	略	略	略
28	<u>48</u>	略	略	略	略
29	<u>50</u>	略	略	略	略
30	<u>52</u>	略	略	略	略
31	<u>54</u>	略	略	略	略
32	<u>56</u>	略	略	略	略
33	<u>59</u>	略	略	略	略
34	<u>62</u>	略	略	略	略
35	<u>65</u>	略	略	略	略
36	略	略	略	略	略

37	<u>70</u>	略	略	略	略
38	<u>72</u>	略	略	略	
39	<u>74</u>	略	略	略	
40	<u>76</u>	略	略	略	
41	<u>78</u>	略	略	略	
42	<u>80</u>	略	略	略	
43	<u>82</u>	略	略	略	
44	<u>84</u>	略	略	略	
45	<u>86</u>	略	略	略	
46	<u>88</u>	略	略	略	
47	<u>90</u>	略	略	略	
48	<u>92</u>	略	略	略	
49	<u>94</u>	略	略	略	
50	<u>96</u>	略	略	略	
51	<u>98</u>	略	略	略	
52	<u>100</u>	略	略	略	
53	<u>102</u>	略	略	略	
54	<u>104</u>	略	略	略	
55	<u>106</u>	略	略	略	
56	<u>108</u>	略	略	略	
57	<u>112</u>	略	略	略	
58	<u>116</u>	略	略	略	
59	<u>120</u>	略	略	略	
60	<u>124</u>	略	略	略	
61	<u>130</u>	略	略	略	
62	<u>136</u>	略	略	略	
63	<u>142</u>	略	略	略	
64	<u>148</u>	略	略	略	
65	<u>150</u>	略	略	略	
66	<u>152</u>	略	略	略	
67	<u>153</u>	略	略	略	
略					

イ 中学校教育職員給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に	降格後の号給			
	1	2級	特	3

37	<u>69</u>	略	略	略	略
38	<u>70</u>	略	略	略	
39	<u>71</u>	略	略	略	
40	<u>72</u>	略	略	略	
41	<u>74</u>	略	略	略	
42	<u>76</u>	略	略	略	
43	<u>78</u>	略	略	略	
44	<u>80</u>	略	略	略	
45	<u>82</u>	略	略	略	
46	<u>84</u>	略	略	略	
47	<u>86</u>	略	略	略	
48	<u>88</u>	略	略	略	
49	<u>90</u>	略	略	略	
50	<u>92</u>	略	略	略	
51	<u>94</u>	略	略	略	
52	<u>96</u>	略	略	略	
53	<u>98</u>	略	略	略	
54	<u>100</u>	略	略	略	
55	<u>102</u>	略	略	略	
56	<u>104</u>	略	略	略	
57	<u>107</u>	略	略	略	
58	<u>110</u>	略	略	略	
59	<u>113</u>	略	略	略	
60	<u>116</u>	略	略	略	
61	<u>121</u>	略	略	略	
62	<u>126</u>	略	略	略	
63	<u>131</u>	略	略	略	
64	<u>136</u>	略	略	略	
65	<u>141</u>	略	略	略	
66	<u>146</u>	略	略	略	
67	<u>151</u>	略	略	略	
略					

イ 中学校教育職員給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に	降格後の号給			
	1	2級	特	3

受けていた号給	級	特 2 級 からの 降格の 場合		2 級	級
		3 級 からの 降格の 場合			
略					
14	<u>22</u>	略	略	略	略
略					
37	<u>46</u>	略	略	略	略
38	<u>48</u>	略	略	略	
39	<u>50</u>	略	略	略	
40	<u>52</u>	略	略	略	
41	<u>54</u>	略	略	略	
42	<u>56</u>	略	略	略	
43	<u>58</u>	略	略	略	
略					
53	<u>79</u>	略	略	略	
54	<u>82</u>	略	略	略	
55	<u>85</u>	略	略	略	
56	<u>88</u>	略	略	略	
57	<u>90</u>	略	略	略	
58	<u>92</u>	略	略	略	
59	<u>94</u>	略	略	略	
60	<u>96</u>	略	略	略	
61	<u>100</u>	略	略	略	
62	<u>104</u>	略	略	略	
63	<u>108</u>	略	略	略	
64	<u>112</u>	略	略	略	
65	<u>116</u>	略	略	略	
66	<u>120</u>	略	略	略	
67	<u>124</u>	略	略	略	
略					

備考 略

受けていた号給	級	特 2 級 からの 降格の 場合		2 級	級
		3 級 からの 降格の 場合			
略					
14	<u>21</u>	略	略	略	略
略					
37	<u>45</u>	略	略	略	略
38	<u>46</u>	略	略	略	
39	<u>47</u>	略	略	略	
40	<u>48</u>	略	略	略	
41	<u>51</u>	略	略	略	
42	<u>54</u>	略	略	略	
43	<u>57</u>	略	略	略	
略					
53	<u>78</u>	略	略	略	
54	<u>80</u>	略	略	略	
55	<u>82</u>	略	略	略	
56	<u>84</u>	略	略	略	
57	<u>85</u>	略	略	略	
58	<u>86</u>	略	略	略	
59	<u>87</u>	略	略	略	
60	<u>88</u>	略	略	略	
61	<u>91</u>	略	略	略	
62	<u>94</u>	略	略	略	
63	<u>97</u>	略	略	略	
64	<u>100</u>	略	略	略	
65	<u>107</u>	略	略	略	
66	<u>114</u>	略	略	略	
67	<u>121</u>	略	略	略	
略					

備考 略

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和5年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給がこの規則による改正前の教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

和歌山県人事委員会規則第16号

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月26日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後									改 正 前								
別表第7 昇格時号給対応表（第21条関係）									別表第7 昇格時号給対応表（第21条関係）								
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給								昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級		2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
略									略								
70	略	略	<u>53</u>	略	略	略	略	略	70	略	略	<u>54</u>	略	略	略	略	
71	略	略	<u>54</u>	略	略	略	略	略	71	略	略	<u>55</u>	略	略	略	略	
72	略	略	<u>54</u>	略	略	略	略	略	72	略	略	<u>56</u>	略	略	略	略	
73	略	略	<u>55</u>	略	略	略	略	略	73	略	略	<u>57</u>	略	略	略	略	
74	略	略	<u>55</u>	略	略	略	略	略	74	略	略	<u>58</u>	略	略	略	略	
75	略	略	<u>56</u>	略	略	略	略	略	75	略	略	<u>59</u>	略	略	略	略	
76	略	略	<u>56</u>	略	略	略	略	略	76	略	略	<u>60</u>	略	略	略	略	
77	略	略	<u>57</u>	略	略	略	略	略	77	略	略	<u>61</u>	略	略	略	略	
78	<u>69</u>	略	<u>58</u>	略	略	略	略	略	78	<u>70</u>	略	<u>62</u>	略	略	略	略	
79	<u>70</u>	略	<u>59</u>	略	略	略	略	略	79	<u>71</u>	略	<u>63</u>	略	略	略	略	
80	<u>70</u>	略	<u>60</u>	略	略	略	略	略	80	<u>72</u>	略	<u>64</u>	略	略	略	略	

81	<u>71</u>	略	<u>61</u>	略	略	略	略
82	<u>71</u>	略	<u>62</u>	略	略	略	略
83	<u>72</u>	略	<u>63</u>	略	略	略	略
84	<u>72</u>	略	<u>64</u>	略	略	略	略
85	<u>73</u>	略	<u>65</u>	略	略	略	略
86	<u>74</u>	略	<u>66</u>	略	略	略	
87	<u>75</u>	略	<u>67</u>	略	略	略	
88	<u>76</u>	略	<u>68</u>	略	略	略	
89	<u>77</u>	略	<u>69</u>	略	略	略	
90	<u>78</u>	略	<u>70</u>	略	略	略	
91	<u>79</u>	略	<u>71</u>	略	略	略	

略

107	<u>93</u>	略	略	略			
108	略	略	略	略			
109	<u>94</u>	略	略	略			
110	<u>94</u>	略	略	略			
111	<u>95</u>	略	略	略			
112	<u>95</u>	略	略	略			
113	<u>95</u>	略	略	略			
114	<u>96</u>	略	略	略			
115	<u>96</u>	略	略	略			
116	<u>96</u>	略	略	略			
117	<u>97</u>	略	略	略			
118	<u>97</u>	略	略	略			
119	<u>98</u>	略	略	略			
120	<u>98</u>	略	略	略			
121	<u>99</u>	略	略	略			
122	<u>99</u>	略	略	略			
123	<u>100</u>	略	略	略			
124	<u>100</u>	略	略	略			
125	<u>101</u>	略	略	略			

略

備考 略

別表第8 降格時号給対応表 (第22条の2 関係)

降格し	降格後の号給
-----	--------

81	<u>73</u>	略	<u>65</u>	略	略	略	略
82	<u>74</u>	略	<u>66</u>	略	略	略	略
83	<u>75</u>	略	<u>67</u>	略	略	略	略
84	<u>76</u>	略	<u>68</u>	略	略	略	略
85	<u>77</u>	略	<u>69</u>	略	略	略	略
86	<u>77</u>	略	<u>69</u>	略	略	略	
87	<u>78</u>	略	<u>70</u>	略	略	略	
88	<u>78</u>	略	<u>70</u>	略	略	略	
89	<u>79</u>	略	<u>71</u>	略	略	略	
90	<u>79</u>	略	<u>71</u>	略	略	略	
91	<u>80</u>	略	<u>72</u>	略	略	略	

略

107	<u>94</u>	略	略	略			
108	略	略	略	略			
109	<u>95</u>	略	略	略			
110	<u>95</u>	略	略	略			
111	<u>96</u>	略	略	略			
112	<u>96</u>	略	略	略			
113	<u>97</u>	略	略	略			
114	<u>97</u>	略	略	略			
115	<u>98</u>	略	略	略			
116	<u>98</u>	略	略	略			
117	<u>99</u>	略	略	略			
118	<u>99</u>	略	略	略			
119	<u>100</u>	略	略	略			
120	<u>100</u>	略	略	略			
121	<u>101</u>	略	略	略			
122	<u>101</u>	略	略	略			
123	<u>102</u>	略	略	略			
124	<u>102</u>	略	略	略			
125	<u>103</u>	略	略	略			

略

備考 略

別表第8 降格時号給対応表 (第22条の2 関係)

降格し	降格後の号給
-----	--------

た日の前日を受けていた号給								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
略								
11	略	<u>22</u>	略	略	略	略	略	略
12	略	<u>23</u>	略	略	略	略	略	略
13	略	<u>24</u>	略	略	略	略	略	略
略								
18	略	<u>30</u>	略	略	略	略	略	略
19	<u>27</u>	略	略	略	略	略	略	略
20	<u>28</u>	<u>32</u>	略	略	略	略	略	略
21	<u>29</u>	<u>33</u>	略	略	略	略	略	略
22	略	<u>34</u>	略	略	略	略	略	略
略								
25	<u>33</u>	略	略	略	略	略	略	略
略								
30	<u>38</u>	略	略	略	略	略	略	略
31	<u>39</u>	略	略	略	略	略	略	略
32	<u>40</u>	略	略	略	略	略	略	略
33	<u>41</u>	略	略	略	略	略	略	略
略								
50	略	<u>62</u>	略	略	略	略	略	
略								
53	略	略	<u>70</u>	略	略	略	略	
54	略	略	<u>72</u>	略	略	略	略	
55	略	略	<u>74</u>	略	略	略	略	
56	略	略	<u>76</u>	略	略	略	略	
57	略	略	<u>77</u>	略	略	略	略	
58	略	略	<u>78</u>	略	略	略	略	
59	略	略	<u>79</u>	略	略	略	略	
60	略	略	<u>80</u>	略	略	略	略	
61	略	略	<u>81</u>	略	略	略	略	
62	略	略	<u>82</u>	略	略	略		
63	略	略	<u>83</u>	略	略	略		
64	略	略	<u>84</u>	略	略	略		

た日の前日を受けていた号給								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
略								
11	略	<u>21</u>	略	略	略	略	略	略
12	略	<u>22</u>	略	略	略	略	略	略
13	略	<u>23</u>	略	略	略	略	略	略
略								
18	略	<u>29</u>	略	略	略	略	略	略
19	<u>26</u>	略	略	略	略	略	略	略
20	<u>27</u>	<u>31</u>	略	略	略	略	略	略
21	<u>28</u>	<u>32</u>	略	略	略	略	略	略
22	略	<u>33</u>	略	略	略	略	略	略
略								
25	<u>32</u>	略	略	略	略	略	略	略
略								
30	<u>37</u>	略	略	略	略	略	略	略
31	<u>38</u>	略	略	略	略	略	略	略
32	<u>39</u>	略	略	略	略	略	略	略
33	<u>40</u>	略	略	略	略	略	略	略
略								
50	略	<u>61</u>	略	略	略	略	略	
略								
53	略	略	<u>69</u>	略	略	略	略	
54	略	略	<u>70</u>	略	略	略	略	
55	略	略	<u>71</u>	略	略	略	略	
56	略	略	<u>72</u>	略	略	略	略	
57	略	略	<u>73</u>	略	略	略	略	
58	略	略	<u>74</u>	略	略	略	略	
59	略	略	<u>75</u>	略	略	略	略	
60	略	略	<u>76</u>	略	略	略	略	
61	略	略	<u>77</u>	略	略	略	略	
62	略	略	<u>78</u>	略	略	略		
63	略	略	<u>79</u>	略	略	略		
64	略	略	<u>80</u>	略	略	略		

65	略	略	<u>85</u>	略	略	略		
66	略	略	<u>86</u>	略	略	略		
67	略	略	<u>87</u>	略	略	略		
68	略	略	<u>88</u>	略	略	略		
69	<u>78</u>	略	<u>89</u>	略	略	略		
70	<u>80</u>	略	<u>90</u>	略	略	略		
71	<u>82</u>	略	<u>91</u>	略	略	略		
72	<u>84</u>	略	略	略	略	略		
73	<u>85</u>	略	略	略	略	略		
74	<u>86</u>	略	略	略	略	略		
75	<u>87</u>	略	略	略	略	略		
76	<u>88</u>	略	略	略	略	略		
77	<u>89</u>	略	略	略	略	略		
78	<u>90</u>	略	略	略	略	略		
79	<u>91</u>	略	略	略	略	略		
略								
93	<u>107</u>	略	略	略	略			
94	<u>110</u>	略	略					
95	<u>113</u>	略	略					
96	<u>116</u>	略	略					
97	<u>118</u>	略	略					
98	<u>120</u>	略	略					
99	<u>122</u>	略	略					
100	<u>124</u>	略	略					
101	<u>125</u>	略	略					
102	<u>125</u>	略	略					
略								

備考 略

65	略	略	<u>81</u>	略	略	略		
66	略	略	<u>82</u>	略	略	略		
67	略	略	<u>83</u>	略	略	略		
68	略	略	<u>84</u>	略	略	略		
69	<u>77</u>	略	<u>86</u>	略	略	略		
70	<u>78</u>	略	<u>88</u>	略	略	略		
71	<u>79</u>	略	<u>90</u>	略	略	略		
72	<u>80</u>	略	略	略	略	略		
73	<u>81</u>	略	略	略	略	略		
74	<u>82</u>	略	略	略	略	略		
75	<u>83</u>	略	略	略	略	略		
76	<u>84</u>	略	略	略	略	略		
77	<u>86</u>	略	略	略	略	略		
78	<u>88</u>	略	略	略	略	略		
79	<u>90</u>	略	略	略	略	略		
略								
93	<u>106</u>	略	略	略	略			
94	<u>108</u>	略	略					
95	<u>110</u>	略	略					
96	<u>112</u>	略	略					
97	<u>114</u>	略	略					
98	<u>116</u>	略	略					
99	<u>118</u>	略	略					
100	<u>120</u>	略	略					
101	<u>122</u>	略	略					
102	<u>124</u>	略	略					
略								

備考 略

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 令和5年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった警察官及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった警察官のうち、改正後の規則の規定による号給がこの規則による改正前の警察官の初任給、昇

格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給に達しない警察官の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給とするものとする。

- 3 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった警察官及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった警察官（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている警察官を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける警察官との均衡上必要があると認められる警察官の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

和歌山県人事委員会規則第17号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月26日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 初任給調整手当に関する規則（昭和50年和歌山県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

附則第4項の表を次のように改める。

職員の区分 期間の区分	1 項職員				2 項職員	3 項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種		
1 年 未 満	円 415,600	円 369,500	円 309,200	円 251,700	円 51,100	円 33,100
1 年 以 上 2 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	51,100	30,100
2 年 以 上 3 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	51,100	27,100
3 年 以 上 4 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	51,100	24,100
4 年 以 上 5 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	51,100	21,100
5 年 以 上 6 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	51,100	18,100
6 年 以 上 7 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	49,300	15,100
7 年 以 上 8 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	47,500	12,100
8 年 以 上 9 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	45,700	9,100
9 年 以 上 10 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	43,900	6,100
10 年 以 上 11 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	42,100	3,100
11 年 以 上 12 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	40,300	
12 年 以 上 13 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	38,500	
13 年 以 上 14 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	36,700	
14 年 以 上 15 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	35,300	
15 年 以 上 16 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	33,900	
16 年 以 上 17 年 未 満	411,200	365,500	305,900	249,100	32,500	
17 年 以 上 18 年 未 満	406,800	361,500	302,600	246,500	31,100	
18 年 以 上 19 年 未 満	402,400	357,500	299,300	243,900	29,700	

19年以上20年未満	398,000	353,500	296,000	241,300	28,300
20年以上21年未満	393,600	349,500	292,700	238,700	26,900
21年以上22年未満	381,600	339,500	285,300	233,100	26,300
22年以上23年未満	369,300	329,300	277,800	227,700	25,700
23年以上24年未満	357,500	319,600	270,800	222,200	24,700
24年以上25年未満	345,500	309,600	263,300	216,800	24,100
25年以上26年未満	333,400	299,600	256,000	211,400	23,500
26年以上27年未満	318,200	285,800	244,900	203,500	22,900
27年以上28年未満	303,400	272,300	234,200	195,600	22,300
28年以上29年未満	288,500	258,800	223,300	187,700	21,500
29年以上30年未満	273,200	245,000	212,300	179,900	21,200
30年以上31年未満	255,800	230,000	200,600	171,300	20,800
31年以上32年未満	238,300	215,100	188,700	163,000	20,200
32年以上33年未満	221,000	200,200	177,200	154,100	19,300
33年以上34年未満	190,400	175,300	157,700	141,500	18,400
34年以上35年未満	162,400	152,300	139,700	129,400	17,700

備考

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- 2 この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。
- 3 この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員並びに同項第3号の職を占める職員のうち同項第1号及び第2号に掲げる職以外の職で職員条例第14条の2第1項の人事委員会規則で定める地域以外の地域又は同条の規定による地域手当の級地が8級地とされる地域に所在する公署（同項の人事委員会規則で定める公署を除く。）に置かれるものを占める職員を、「3種」とは第2条第1項第3号の職を占める職員のうち職員条例第14条の2の規定による地域手当の級地が6級地若しくは7級地とされる地域に所在する公署（当該級地が1級地、2級地、3級地、4級地又は5級地とされる公署を除く。）又は当該級地が6級地若しくは7級地とされる公署に置かれる職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員をいう。

附則第5項の表を次のように改める。

期間の区分	職員の区分	
	2項職員	3項職員
1年未満	円 35,800	円 23,200
1年以上2年未満	35,800	21,100
2年以上3年未満	35,800	19,000
3年以上4年未満	35,800	16,900
4年以上5年未満	35,800	14,800
5年以上6年未満	35,800	12,700
6年以上7年未満	34,500	10,600

7年以上8年未満	33,300	8,500
8年以上9年未満	32,000	6,400
9年以上10年未満	30,700	4,300
10年以上11年未満	29,500	2,200
11年以上12年未満	28,200	
12年以上13年未満	27,000	
13年以上14年未満	25,700	
14年以上15年未満	24,700	
15年以上16年未満	23,700	
16年以上17年未満	22,800	
17年以上18年未満	21,800	
18年以上19年未満	20,800	
19年以上20年未満	19,800	
20年以上21年未満	18,800	
21年以上22年未満	18,400	
22年以上23年未満	18,000	
23年以上24年未満	17,300	
24年以上25年未満	16,900	
25年以上26年未満	16,500	
26年以上27年未満	16,000	
27年以上28年未満	15,600	
28年以上29年未満	15,100	
29年以上30年未満	14,800	
30年以上31年未満	14,600	
31年以上32年未満	14,100	
32年以上33年未満	13,500	
33年以上34年未満	12,900	
34年以上35年未満	12,400	

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- この表において「2項職員」とは第2条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。

別表を次のように改める。

別表 (第7条関係)

	職員の区分	1項職員		
--	-------	------	--	--

期間の区分	1種	2種	3種	4種	2項職員	3項職員
	円	円	円	円	円	円
1年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	51,100	33,100
1年以上2年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	51,100	30,100
2年以上3年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	51,100	27,100
3年以上4年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	51,100	24,100
4年以上5年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	51,100	21,100
5年以上6年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	51,100	18,100
6年以上7年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	49,300	15,100
7年以上8年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	47,500	12,100
8年以上9年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	45,700	9,100
9年以上10年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	43,900	6,100
10年以上11年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	42,100	3,100
11年以上12年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	40,300	
12年以上13年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	38,500	
13年以上14年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	36,700	
14年以上15年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	35,300	
15年以上16年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	33,900	
16年以上17年未満	411,200	365,500	305,900	249,100	32,500	
17年以上18年未満	406,800	361,500	302,600	246,500	31,100	
18年以上19年未満	402,400	357,500	299,300	243,900	29,700	
19年以上20年未満	398,000	353,500	296,000	241,300	28,300	
20年以上21年未満	393,600	349,500	292,700	238,700	26,900	
21年以上22年未満	375,700	333,800	279,700	227,300	26,300	
22年以上23年未満	355,900	316,600	265,700	215,400	25,700	
23年以上24年未満	336,600	299,900	252,200	203,400	24,700	
24年以上25年未満	317,200	283,000	238,300	191,600	24,100	
25年以上26年未満	297,700	266,100	224,600	179,800	23,500	
26年以上27年未満	275,000	245,300	207,000	165,400	22,900	
27年以上28年未満	252,800	224,900	189,900	151,100	22,300	
28年以上29年未満	230,400	204,500	172,600	136,800	21,500	
29年以上30年未満	207,600	183,700	155,000	122,500	21,200	
30年以上31年未満	182,800	161,800	137,000	107,500	20,800	
31年以上32年未満	157,900	139,900	118,700	92,700	20,200	
32年以上33年未満	133,300	118,200	100,800	77,500	19,300	

33年以上34年未満	97,500	88,200	76,200	59,500	18,400
34年以上35年未満	62,200	58,400	51,900	41,100	17,700

備考

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- 2 この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。
- 3 この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員をいう。

第2条 初任給調整手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の範囲)</p> <p>第3条 職員条例第20条第1項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前条第3項に規定する職に採用された職員(獣医師法(昭和24年法律第186号)に規定する獣医師免許証(次条第3号において「獣医師免許証」という。)を有する者に限る。)であって、その採用が大学卒業の日から<u>13年</u>を経過するまでの期間内に行われたもの</p> <p>第4条・第5条 略</p> <p>第6条 第3条及び第4条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年(第2条第3項に規定する職を占める職員にあっては13年)に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。</p> <p>(支給期間及び支給額)</p> <p>第7条 初任給調整手当の支給期間は35年(第2条第3項に規定する職を占める職員にあっては13年)とし、その月額は職員の区分及び採用の日又は第4条に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年和歌山県条例第6号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。この場合において、大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は第4条に規定する職員となった日までの期間が4年(第2条第1項又は第2項に規定する職を占める職員であって臨床研修を経たものにあつては6年、同条第1項又は第2項に規定する職を占める職員であつて実地修練を経たものにあつては5年、同条第3項に規定する職を占める職員にあっては1年)を超えることとなる職員(同条第1項又は第2項に規定する職を占める職員であつて学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く</p>	<p>(職員の範囲)</p> <p>第3条 職員条例第20条第1項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前条第3項に規定する職に採用された職員(獣医師法(昭和24年法律第186号)に規定する獣医師免許証(次条第3号において「獣医師免許証」という。)を有する者に限る。)であつて、その採用が大学卒業の日から<u>11年</u>を経過するまでの期間内に行われたもの</p> <p>第4条・第5条 略</p> <p>第6条 第3条及び第4条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年(第2条第3項に規定する職を占める職員にあっては11年)に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。</p> <p>(支給期間及び支給額)</p> <p>第7条 初任給調整手当の支給期間は35年(第2条第3項に規定する職を占める職員にあっては11年)とし、その月額は職員の区分及び採用の日又は第4条に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年和歌山県条例第6号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。この場合において、大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は第4条に規定する職員となった日までの期間が4年(第2条第1項又は第2項に規定する職を占める職員であつて臨床研修を経たものにあつては6年、同条第1項又は第2項に規定する職を占める職員であつて実地修練を経たものにあつては5年、同条第3項に規定する職を占める職員にあっては1年)を超えることとなる職員(同条第1項又は第2項に規定する職を占める職員であつて学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く</p>

。)に対する同表の適用については、採用の日又は第4条に規定する職員となった日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

2・3 略

第8条 第3条又は第4条に規定する職員となった者(第6条に規定する職員を除く。)のうち、これらの職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第1項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年(第2条第3項に規定する職を占める職員にあつては13年)を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、前条第1項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

。)に対する同表の適用については、採用の日又は第4条に規定する職員となった日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

2・3 略

第8条 第3条又は第4条に規定する職員となった者(第6条に規定する職員を除く。)のうち、これらの職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第1項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年(第2条第3項に規定する職を占める職員にあつては11年)を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、前条第1項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

附則第4項の表を次のように改める。

職員の区分 期間の区分	1項職員				2項職員	3項職員
	1種	2種	3種	4種		
1年未満	円 415,600	円 369,500	円 309,200	円 251,700	円 51,100	円 40,000
1年以上2年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	51,100	37,000
2年以上3年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	51,100	34,000
3年以上4年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	51,100	31,000
4年以上5年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	51,100	28,000
5年以上6年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	51,100	25,000
6年以上7年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	49,300	22,000
7年以上8年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	47,500	19,000
8年以上9年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	45,700	16,000
9年以上10年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	43,900	13,000
10年以上11年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	42,100	10,000
11年以上12年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	40,300	7,000
12年以上13年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	38,500	4,000
13年以上14年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	36,700	
14年以上15年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	35,300	
15年以上16年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	33,900	
16年以上17年未満	411,200	365,500	305,900	249,100	32,500	
17年以上18年未満	406,800	361,500	302,600	246,500	31,100	
18年以上19年未満	402,400	357,500	299,300	243,900	29,700	
19年以上20年未満	398,000	353,500	296,000	241,300	28,300	

20年以上21年未満	393,600	349,500	292,700	238,700	26,900	
21年以上22年未満	381,600	339,500	285,300	233,100	26,300	
22年以上23年未満	369,300	329,300	277,800	227,700	25,700	
23年以上24年未満	357,500	319,600	270,800	222,200	24,700	
24年以上25年未満	345,500	309,600	263,300	216,800	24,100	
25年以上26年未満	333,400	299,600	256,000	211,400	23,500	
26年以上27年未満	318,200	285,500	244,900	203,500	22,900	
27年以上28年未満	303,400	272,300	234,200	195,600	22,300	
28年以上29年未満	288,500	258,800	223,300	187,700	21,500	
29年以上30年未満	273,200	245,000	212,300	179,900	21,200	
30年以上31年未満	255,800	230,000	200,600	171,300	20,800	
31年以上32年未満	238,300	215,100	188,700	163,000	20,200	
32年以上33年未満	221,000	200,200	177,200	154,100	19,300	
33年以上34年未満	190,400	175,300	157,700	141,500	18,400	
34年以上35年未満	162,400	152,300	139,700	129,400	17,700	

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。
- この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員並びに同項第3号の職を占める職員のうち同項第1号及び第2号に掲げる職以外の職で職員条例第14条の2第1項の人事委員会規則で定める地域以外の地域又は同条の規定による地域手当の級地が8級地とされる地域に所在する公署（同項の人事委員会規則で定める公署を除く。）に置かれるものを占める職員を、「3種」とは第2条第1項第3号の職を占める職員のうち職員条例第14条の2の規定による地域手当の級地が6級地若しくは7級地とされる地域に所在する公署（当該級地が1級地、2級地、3級地、4級地又は5級地とされる公署を除く。）又は当該級地が6級地若しくは7級地とされる公署に置かれる職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員をいう。

附則第5項の表を次のように改める。

期間の区分	職員の区分	
	2項職員	3項職員
1年未満	円 35,800	円 28,000
1年以上2年未満	35,800	25,900
2年以上3年未満	35,800	23,800
3年以上4年未満	35,800	21,700
4年以上5年未満	35,800	19,600
5年以上6年未満	35,800	17,500
6年以上7年未満	34,500	15,400
7年以上8年未満	33,300	13,300

8年以上9年未満	32,000	11,200
9年以上10年未満	30,700	9,100
10年以上11年未満	29,500	7,000
11年以上12年未満	28,200	4,900
12年以上13年未満	27,000	2,800
13年以上14年未満	25,700	
14年以上15年未満	24,700	
15年以上16年未満	23,700	
16年以上17年未満	22,800	
17年以上18年未満	21,800	
18年以上19年未満	20,800	
19年以上20年未満	19,800	
20年以上21年未満	18,800	
21年以上22年未満	18,400	
22年以上23年未満	18,000	
23年以上24年未満	17,300	
24年以上25年未満	16,900	
25年以上26年未満	16,500	
26年以上27年未満	16,000	
27年以上28年未満	15,600	
28年以上29年未満	15,100	
29年以上30年未満	14,800	
30年以上31年未満	14,600	
31年以上32年未満	14,100	
32年以上33年未満	13,500	
33年以上34年未満	12,900	
34年以上35年未満	12,400	

備考

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- 2 この表において「2項職員」とは第2条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。

別表を次のように改める。

別表 (第7条関係)

期間の区分 \ 職員の区分	1項職員				2項職員	3項職員
	1種	2種	3種	4種		

1 年 未 満	円 415,600	円 369,500	円 309,200	円 251,700	円 51,100	円 40,000
1 年 以 上 2 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	51,100	37,000
2 年 以 上 3 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	51,100	34,000
3 年 以 上 4 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	51,100	31,000
4 年 以 上 5 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	51,100	28,000
5 年 以 上 6 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	51,100	25,000
6 年 以 上 7 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	49,300	22,000
7 年 以 上 8 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	47,500	19,000
8 年 以 上 9 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	45,700	16,000
9 年 以 上 10 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	43,900	13,000
10 年 以 上 11 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	42,100	10,000
11 年 以 上 12 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	40,300	7,000
12 年 以 上 13 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	38,500	4,000
13 年 以 上 14 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	36,700	
14 年 以 上 15 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	35,300	
15 年 以 上 16 年 未 満	415,600	369,500	309,200	251,700	33,900	
16 年 以 上 17 年 未 満	411,200	365,500	305,900	249,100	32,500	
17 年 以 上 18 年 未 満	406,800	361,500	302,600	246,500	31,100	
18 年 以 上 19 年 未 満	402,400	357,500	299,300	243,900	29,700	
19 年 以 上 20 年 未 満	398,000	353,500	296,000	241,300	28,300	
20 年 以 上 21 年 未 満	393,600	349,500	292,700	238,700	26,900	
21 年 以 上 22 年 未 満	375,700	333,800	279,700	227,300	26,300	
22 年 以 上 23 年 未 満	355,900	316,600	265,700	215,400	25,700	
23 年 以 上 24 年 未 満	336,600	299,900	252,200	203,400	24,700	
24 年 以 上 25 年 未 満	317,200	283,000	238,300	191,600	24,100	
25 年 以 上 26 年 未 満	297,700	266,100	224,600	179,800	23,500	
26 年 以 上 27 年 未 満	275,000	245,300	207,000	165,400	22,900	
27 年 以 上 28 年 未 満	252,800	224,900	189,900	151,100	22,300	
28 年 以 上 29 年 未 満	230,400	204,500	172,600	136,800	21,500	
29 年 以 上 30 年 未 満	207,600	183,700	155,000	122,500	21,200	
30 年 以 上 31 年 未 満	182,800	161,800	137,000	107,500	20,800	
31 年 以 上 32 年 未 満	157,900	139,900	118,700	92,700	20,200	
32 年 以 上 33 年 未 満	133,300	118,200	100,800	77,500	19,300	
33 年 以 上 34 年 未 満	97,500	88,200	76,200	59,500	18,400	

34年以上35年未満	62,200	58,400	51,900	41,100	17,700
備考					
1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。					
2 この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。					
3 この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員をいう。					

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。

和歌山県人事委員会規則第18号

勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月26日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則

第1条 勤勉手当の支給基準に関する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(成績率)</p> <p>第5条 成績率は、職員等の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員等が次の各号に掲げる職員等の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、基準日以前6か月以内の期間における職員等の勤務成績に応じて、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等 <u>100分の210</u>（職員条例第23条第2項に規定する特定幹部職員及び警察職員条例第21条第2項に規定する特定幹部警察官（次号において「特定幹部職員等」という。）にあっては、<u>100分の250</u>）</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の100</u>（特定幹部職員等にあっては、<u>100分の120</u>）</p>	<p>(成績率)</p> <p>第5条 成績率は、職員等の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員等が次の各号に掲げる職員等の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、基準日以前6か月以内の期間における職員等の勤務成績に応じて、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等 <u>100分の200</u>（職員条例第23条第2項に規定する特定幹部職員及び警察職員条例第21条第2項に規定する特定幹部警察官（次号において「特定幹部職員等」という。）にあっては、<u>100分の240</u>）</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の95</u>（特定幹部職員等にあっては、<u>100分の115</u>）</p>

第2条 勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(成績率)</p> <p>第5条 成績率は、職員等の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員等が次の各号に掲げる職員等の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、基準日以前6か月以内の期間における職員等の勤務成績に応じて、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等 <u>100分の205</u>（職員条例第23条第2項に規定する特定幹部職員及び警察職員条例第21条第2項に規定する特定幹部警察官（次号にお</p>	<p>(成績率)</p> <p>第5条 成績率は、職員等の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員等が次の各号に掲げる職員等の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、基準日以前6か月以内の期間における職員等の勤務成績に応じて、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等 <u>100分の210</u>（職員条例第23条第2項に規定する特定幹部職員及び警察職員条例第21条第2項に規定する特定幹部警察官（次号にお</p>

いて「特定幹部職員等」という。) にあつては、100分の245)
 (2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の97.5 (特定幹部職員等にあつては、100分の117.5)

いて「特定幹部職員等」という。) にあつては、100分の250)
 (2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の100 (特定幹部職員等にあつては、100分の120)

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の勤勉手当の支給基準に関する規則の規定は、令和5年12月1日から適用する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第10号

教育委員会の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月26日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

教育委員会の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則
 教育委員会の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則 (平成25年和歌山県教育委員会規則第6号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表 (第1条、第3条、第9条関係)					別表 (第1条、第3条、第9条関係)				
附属機関の名称	定数	委員の要件	任期	所管課	附属機関の名称	定数	委員の要件	任期	所管課
略					略				
和歌山県教員の資質向上審議会	略	略	略	略	和歌山県教員の資質向上審議会	略	略	略	略
和歌山県教職員健康審査会	<u>5人以内</u>	<u>学識経験を有する者</u>	<u>3年以内</u>	教職員課					
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
和歌山県社会教育施設等指定管理者選定委員会	略	略	略	略	和歌山県社会教育施設等指定管理者選定委員会	略	略	略	略
和歌山県スポーツ振興助成事業選考委員会	<u>3人以内</u>	<u>学識経験を有する者</u>	<u>1年以内</u>	スポーツ課					
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
和歌山県学校給食表彰選考委員会	略	略	略	略	和歌山県学校給食表彰選考委員会	略	略	略	略
					和歌山県教職員健康審査会	<u>5人以内</u>	<u>学識経験を有する者</u>	<u>3年以内</u>	教職員課

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第11号

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月26日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特定新型インフルエンザ等対策派遣手当) 第11条の4 略 2 特定新型インフルエンザ等対策派遣手当は、月の1日から末日までの間における滞在日数に応じて翌月の給料の支給日に支給する。</p> <p>別表第3（第11条の2、第11条の3及び第11条の4関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>備考 1 略 2 「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する<u>旅館・ホテル営業の施設</u>以外の施設をいう。</p>	<p>(新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当) 第11条の4 略 2 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は、月の1日から末日までの間における滞在日数に応じて翌月の給料の支給日に支給する。</p> <p>別表第3（第11条の2、第11条の3及び第11条の4関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>備考 1 略 2 「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する<u>ホテル営業及び旅館営業の施設</u>以外の施設をいう。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第12号

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月26日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
<p>別表第7 昇格時号給対応表（第23条関係） ア 小学校、中学校等教育職員給料表昇格時号給対応表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 2px;">昇格した日の</td> <td style="width: 85%; padding: 2px; text-align: center;">昇格後の号給</td> </tr> </table>	昇格した日の	昇格後の号給	<p>別表第7 昇格時号給対応表（第23条関係） ア 小学校、中学校等教育職員給料表昇格時号給対応表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 2px;">昇格した日の</td> <td style="width: 85%; padding: 2px; text-align: center;">昇格後の号給</td> </tr> </table>	昇格した日の	昇格後の号給
昇格した日の	昇格後の号給				
昇格した日の	昇格後の号給				

前日に受けていた号給	2級	特2級	3級		4級
			2級からの昇格の場合	特2級からの昇格の場合	
略					
46	<u>37</u>	略	略	略	略
47	<u>38</u>	略	略	略	略
48	<u>38</u>	略	略	略	略
49	<u>39</u>	略	略	略	略
50	<u>39</u>	略	略	略	略
51	<u>40</u>	略	略	略	略
52	<u>40</u>	略	略	略	略
53	<u>41</u>	略	略	略	略
54	<u>41</u>	略	略	略	略
55	<u>42</u>	略	略	略	略
56	<u>42</u>	略	略	略	略
57	略	略	略	略	略
58	<u>43</u>	略	略	略	略
略					
66	<u>47</u>	略	略	略	略
略					
79	<u>53</u>	略	略	略	略
80	略	略	略	略	略
81	<u>54</u>	略	略	略	略
82	<u>54</u>	略	略	略	略
83	<u>55</u>	略	略	略	略
84	<u>55</u>	略	略	略	略
85	<u>55</u>	略	略	略	略
86	<u>56</u>	略	略	略	略
87	<u>56</u>	略	略	略	略
88	<u>56</u>	略	略	略	略
89	<u>57</u>	略	略	略	略
90	<u>57</u>	略	略	略	略
91	<u>58</u>	略	略	略	略
92	<u>58</u>	略	略	略	略

前日に受けていた号給	2級	特2級	3級		4級
			2級からの昇格の場合	特2級からの昇格の場合	
略					
46	<u>38</u>	略	略	略	略
47	<u>39</u>	略	略	略	略
48	<u>40</u>	略	略	略	略
49	<u>41</u>	略	略	略	略
50	<u>41</u>	略	略	略	略
51	<u>41</u>	略	略	略	略
52	<u>42</u>	略	略	略	略
53	<u>42</u>	略	略	略	略
54	<u>42</u>	略	略	略	略
55	<u>43</u>	略	略	略	略
56	<u>43</u>	略	略	略	略
57	略	略	略	略	略
58	<u>44</u>	略	略	略	略
略					
66	<u>48</u>	略	略	略	略
略					
79	<u>54</u>	略	略	略	略
80	略	略	略	略	略
81	<u>55</u>	略	略	略	略
82	<u>55</u>	略	略	略	略
83	<u>56</u>	略	略	略	略
84	<u>56</u>	略	略	略	略
85	<u>57</u>	略	略	略	略
86	<u>58</u>	略	略	略	略
87	<u>59</u>	略	略	略	略
88	<u>60</u>	略	略	略	略
89	<u>61</u>	略	略	略	略
90	<u>61</u>	略	略	略	略
91	<u>61</u>	略	略	略	略
92	<u>62</u>	略	略	略	略

93	<u>59</u>	略	略	略	略
94	<u>59</u>	略	略	略	
95	<u>60</u>	略	略	略	
96	<u>60</u>	略	略	略	
97	<u>61</u>	略	略	略	
98	<u>61</u>	略	略	略	
99	<u>61</u>	略	略	略	
100	<u>61</u>	略	略	略	
101	<u>62</u>	略	略	略	
102	<u>62</u>	略	略	略	
103	<u>62</u>	略	略	略	
104	<u>62</u>	略	略	略	
105	<u>63</u>	略	略	略	
106	<u>63</u>	略	略	略	
107	<u>63</u>	略	略	略	
108	<u>63</u>	略	略	略	
109	<u>64</u>	略	略	略	
110	<u>64</u>	略	略	略	
111	<u>64</u>	略	略	略	
112	<u>64</u>	略	略	略	
113	<u>65</u>	略	略	略	
114	<u>65</u>	略	略	略	
115	<u>65</u>	略	略	略	
116	<u>65</u>	略	略	略	
117	<u>66</u>	略	略	略	
118	<u>66</u>	略	略		
119	<u>66</u>	略	略		
120	<u>66</u>	略	略		
121	略	略	略		
122	<u>67</u>	略	略		
123	<u>67</u>	略	略		
124	<u>67</u>	略	略		

略

イ 高等学校等教育職員給料表昇格時号給対応表

93	<u>62</u>	略	略	略	略
94	<u>62</u>	略	略	略	
95	<u>63</u>	略	略	略	
96	<u>63</u>	略	略	略	
97	<u>63</u>	略	略	略	
98	<u>64</u>	略	略	略	
99	<u>64</u>	略	略	略	
100	<u>64</u>	略	略	略	
101	<u>65</u>	略	略	略	
102	<u>65</u>	略	略	略	
103	<u>65</u>	略	略	略	
104	<u>65</u>	略	略	略	
105	<u>65</u>	略	略	略	
106	<u>65</u>	略	略	略	
107	<u>65</u>	略	略	略	
108	<u>66</u>	略	略	略	
109	<u>66</u>	略	略	略	
110	<u>66</u>	略	略	略	
111	<u>66</u>	略	略	略	
112	<u>66</u>	略	略	略	
113	<u>66</u>	略	略	略	
114	<u>66</u>	略	略	略	
115	<u>67</u>	略	略	略	
116	<u>67</u>	略	略	略	
117	<u>67</u>	略	略	略	
118	<u>67</u>	略	略		
119	<u>67</u>	略	略		
120	<u>67</u>	略	略		
121	略	略	略		
122	<u>68</u>	略	略		
123	<u>68</u>	略	略		
124	<u>68</u>	略	略		

略

イ 高等学校等教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日を受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	特2級	3級		4級
			2級からの昇格の場合	特2級からの昇格の場合	
略					
46	<u>25</u>	略	略	略	略
47	<u>26</u>	略	略	略	略
48	<u>26</u>	略	略	略	略
49	<u>27</u>	略	略	略	略
50	<u>27</u>	略	略	略	略
51	<u>28</u>	略	略	略	略
52	<u>28</u>	略	略	略	略
53	<u>29</u>	略	略	略	略
54	<u>29</u>	略	略	略	略
55	<u>30</u>	略	略	略	略
56	<u>30</u>	略	略	略	略
57	<u>31</u>	略	略	略	略
58	<u>31</u>	略	略	略	略
59	<u>32</u>	略	略	略	略
60	<u>32</u>	略	略	略	略
61	<u>33</u>	略	略	略	略
62	<u>33</u>	略	略	略	略
63	<u>34</u>	略	略	略	略
64	<u>34</u>	略	略	略	略
65	略	略	略	略	略
66	<u>35</u>	略	略	略	略
略					
70	<u>37</u>	略	略	略	略
71	<u>38</u>	略	略	略	略
72	<u>38</u>	略	略	略	略
73	<u>39</u>	略	略	略	略
74	<u>39</u>	略	略	略	略
75	<u>40</u>	略	略	略	略
76	<u>40</u>	略	略	略	略

昇格した日の前日を受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	特2級	3級		4級
			2級からの昇格の場合	特2級からの昇格の場合	
略					
46	<u>26</u>	略	略	略	略
47	<u>27</u>	略	略	略	略
48	<u>28</u>	略	略	略	略
49	<u>29</u>	略	略	略	略
50	<u>29</u>	略	略	略	略
51	<u>30</u>	略	略	略	略
52	<u>30</u>	略	略	略	略
53	<u>31</u>	略	略	略	略
54	<u>31</u>	略	略	略	略
55	<u>32</u>	略	略	略	略
56	<u>32</u>	略	略	略	略
57	<u>33</u>	略	略	略	略
58	<u>33</u>	略	略	略	略
59	<u>33</u>	略	略	略	略
60	<u>34</u>	略	略	略	略
61	<u>34</u>	略	略	略	略
62	<u>34</u>	略	略	略	略
63	<u>35</u>	略	略	略	略
64	<u>35</u>	略	略	略	略
65	略	略	略	略	略
66	<u>36</u>	略	略	略	略
略					
70	<u>38</u>	略	略	略	略
71	<u>39</u>	略	略	略	略
72	<u>40</u>	略	略	略	略
73	<u>41</u>	略	略	略	略
74	<u>41</u>	略	略	略	略
75	<u>42</u>	略	略	略	略
76	<u>42</u>	略	略	略	略

77	<u>41</u>	略	略	略	略
78	<u>41</u>	略	略	略	
79	<u>42</u>	略	略	略	
80	<u>42</u>	略	略	略	
81	<u>43</u>	略	略	略	
82	<u>43</u>	略	略	略	
83	<u>44</u>	略	略	略	
84	<u>44</u>	略	略	略	
85	<u>45</u>	略	略	略	
86	<u>45</u>	略	略	略	
87	<u>46</u>	略	略	略	
88	<u>46</u>	略	略	略	
89	<u>47</u>	略	略	略	
90	<u>47</u>	略	略	略	
91	<u>48</u>	略	略	略	
92	<u>48</u>	略	略	略	
93	<u>49</u>	略	略	略	
94	<u>49</u>	略	略	略	
95	<u>50</u>	略	略	略	
96	<u>50</u>	略	略	略	
97	<u>51</u>	略	略	略	
98	<u>51</u>	略	略	略	
99	<u>52</u>	略	略	略	
100	<u>52</u>	略	略	略	
101	<u>53</u>	略	略	略	
102	<u>53</u>	略	略	略	
103	<u>54</u>	略	略	略	
104	<u>54</u>	略	略	略	
105	<u>55</u>	略	略	略	
106	<u>55</u>	略	略	略	
107	<u>56</u>	略	略	略	
108	<u>56</u>	略	略	略	
109	<u>57</u>	略	略	略	
110	<u>57</u>	略	略	略	
111	<u>57</u>	略	略	略	

77	<u>43</u>	略	略	略	略
78	<u>43</u>	略	略	略	
79	<u>44</u>	略	略	略	
80	<u>44</u>	略	略	略	
81	<u>45</u>	略	略	略	
82	<u>45</u>	略	略	略	
83	<u>46</u>	略	略	略	
84	<u>46</u>	略	略	略	
85	<u>47</u>	略	略	略	
86	<u>47</u>	略	略	略	
87	<u>48</u>	略	略	略	
88	<u>48</u>	略	略	略	
89	<u>49</u>	略	略	略	
90	<u>49</u>	略	略	略	
91	<u>50</u>	略	略	略	
92	<u>50</u>	略	略	略	
93	<u>51</u>	略	略	略	
94	<u>51</u>	略	略	略	
95	<u>52</u>	略	略	略	
96	<u>52</u>	略	略	略	
97	<u>53</u>	略	略	略	
98	<u>53</u>	略	略	略	
99	<u>54</u>	略	略	略	
100	<u>54</u>	略	略	略	
101	<u>55</u>	略	略	略	
102	<u>55</u>	略	略	略	
103	<u>56</u>	略	略	略	
104	<u>56</u>	略	略	略	
105	<u>57</u>	略	略	略	
106	<u>57</u>	略	略	略	
107	<u>57</u>	略	略	略	
108	<u>58</u>	略	略	略	
109	<u>58</u>	略	略	略	
110	<u>58</u>	略	略	略	
111	<u>59</u>	略	略	略	

112	<u>57</u>	略	略	略	
113	<u>58</u>	略	略	略	
114	<u>58</u>	略	略	略	
115	<u>58</u>	略	略	略	
116	<u>58</u>	略	略	略	
117	<u>59</u>	略	略	略	
118	<u>59</u>	略	略		
119	<u>59</u>	略	略		
120	<u>59</u>	略	略		
121	<u>60</u>	略	略		
122	<u>60</u>	略	略		
123	<u>60</u>	略	略		
124	<u>60</u>	略	略		
125	<u>61</u>	略	略		
126	<u>61</u>	略	略		
127	<u>61</u>	略	略		
128	<u>61</u>	略	略		
129	<u>61</u>	略	略		
130	<u>61</u>	略	略		
131	<u>62</u>	略	略		
132	<u>62</u>	略	略		
133	<u>62</u>	略	略		
134	<u>62</u>	略	略		
135	<u>62</u>	略	略		
136	<u>62</u>	略	略		
137	<u>63</u>	略	略		
138	<u>63</u>	略	略		
139	<u>63</u>	略	略		
140	<u>63</u>	略	略		
141	<u>63</u>	略	略		
142	<u>63</u>	略	略		
143	<u>64</u>	略	略		
144	<u>64</u>	略	略		
145	<u>64</u>	略	略		

112	<u>59</u>	略	略	略	
113	<u>59</u>	略	略	略	
114	<u>60</u>	略	略	略	
115	<u>60</u>	略	略	略	
116	<u>60</u>	略	略	略	
117	<u>61</u>	略	略	略	
118	<u>61</u>	略	略		
119	<u>61</u>	略	略		
120	<u>61</u>	略	略		
121	<u>61</u>	略	略		
122	<u>62</u>	略	略		
123	<u>62</u>	略	略		
124	<u>62</u>	略	略		
125	<u>62</u>	略	略		
126	<u>62</u>	略	略		
127	<u>63</u>	略	略		
128	<u>63</u>	略	略		
129	<u>63</u>	略	略		
130	<u>63</u>	略	略		
131	<u>63</u>	略	略		
132	<u>64</u>	略	略		
133	<u>64</u>	略	略		
134	<u>64</u>	略	略		
135	<u>64</u>	略	略		
136	<u>64</u>	略	略		
137	<u>65</u>	略	略		
138	<u>65</u>	略	略		
139	<u>65</u>	略	略		
140	<u>65</u>	略	略		
141	<u>65</u>	略	略		
142	<u>66</u>	略	略		
143	<u>66</u>	略	略		
144	<u>66</u>	略	略		
145	<u>66</u>	略	略		

146	<u>64</u>				
147	<u>64</u>				
148	<u>64</u>				
149	<u>65</u>				
150	<u>65</u>				
151	<u>66</u>				
152	<u>66</u>				
153	<u>67</u>				

ウ 学校栄養職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
略				
46	<u>25</u>	略	略	略
47	<u>26</u>	略	略	略
48	<u>26</u>	略	略	略
49	<u>27</u>	略	略	略
50	<u>27</u>	略	略	略
51	<u>28</u>	略	略	略
52	<u>28</u>	略	略	略
53	<u>29</u>	略	略	略
54	<u>29</u>	略	略	略
55	<u>30</u>	略	略	略
56	<u>30</u>	略	略	略
57	<u>31</u>	略	略	略
58	<u>31</u>	略	略	<u>37</u>
59	<u>32</u>	略	略	<u>38</u>
60	<u>32</u>	略	略	<u>38</u>
61	<u>33</u>	略	略	<u>39</u>
62	<u>33</u>	略	略	<u>39</u>
63	<u>34</u>	略	略	<u>40</u>
64	<u>34</u>	略	略	<u>40</u>
65	<u>35</u>	略	略	<u>41</u>
66	<u>35</u>	略	略	<u>41</u>
67	<u>36</u>	略	略	<u>41</u>

146	<u>66</u>				
147	<u>67</u>				
148	<u>67</u>				
149	<u>67</u>				
150	<u>67</u>				
151	<u>67</u>				
152	<u>68</u>				
153	<u>68</u>				

ウ 学校栄養職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
略				
46	<u>26</u>	略	略	略
47	<u>27</u>	略	略	略
48	<u>28</u>	略	略	略
49	<u>29</u>	略	略	略
50	<u>29</u>	略	略	略
51	<u>30</u>	略	略	略
52	<u>30</u>	略	略	略
53	<u>31</u>	略	略	略
54	<u>31</u>	略	略	略
55	<u>32</u>	略	略	略
56	<u>32</u>	略	略	略
57	<u>33</u>	略	略	略
58	<u>33</u>	略	略	<u>38</u>
59	<u>34</u>	略	略	<u>39</u>
60	<u>34</u>	略	略	<u>40</u>
61	<u>35</u>	略	略	<u>41</u>
62	<u>35</u>	略	略	<u>41</u>
63	<u>36</u>	略	略	<u>41</u>
64	<u>36</u>	略	略	<u>42</u>
65	<u>37</u>	略	略	<u>42</u>
66	<u>37</u>	略	略	<u>42</u>
67	<u>38</u>	略	略	<u>43</u>

68	<u>36</u>	略	略	<u>42</u>
69	<u>37</u>	略	略	<u>42</u>
70	<u>37</u>	略	略	<u>42</u>
71	<u>38</u>	略	略	<u>43</u>
72	<u>38</u>	略	略	<u>43</u>
73	<u>39</u>	略	略	<u>43</u>
74	<u>39</u>	略	略	<u>44</u>
75	<u>40</u>	略	略	<u>44</u>
76	<u>40</u>	略	略	<u>44</u>
77	<u>41</u>	略	略	<u>45</u>
78	<u>41</u>	略	略	<u>45</u>
79	<u>41</u>	<u>57</u>	略	<u>45</u>
80	<u>42</u>	略	略	<u>45</u>
81	<u>42</u>	<u>58</u>	略	<u>46</u>
82	<u>42</u>	<u>58</u>	略	<u>46</u>
83	<u>43</u>	<u>59</u>	略	<u>46</u>
84	<u>43</u>	<u>59</u>	略	<u>46</u>
85	<u>43</u>	<u>59</u>	略	<u>47</u>
86		<u>60</u>	略	<u>47</u>
87		<u>60</u>	略	<u>47</u>
88		<u>60</u>	略	<u>47</u>
89		<u>60</u>	略	<u>47</u>
90		<u>60</u>	略	略
91		略	略	<u>48</u>
92		<u>61</u>	略	<u>48</u>
93		<u>61</u>	略	<u>48</u>
94		<u>61</u>	略	<u>48</u>
95		<u>61</u>	略	略
96		略	略	略
97		略	略	<u>49</u>
98		略	略	<u>49</u>
99		<u>62</u>	略	<u>49</u>
100		<u>62</u>	略	略
101		略	略	略
102		略	略	略

68	<u>38</u>	略	略	<u>43</u>
69	<u>39</u>	略	略	<u>43</u>
70	<u>39</u>	略	略	<u>44</u>
71	<u>40</u>	略	略	<u>44</u>
72	<u>40</u>	略	略	<u>44</u>
73	<u>41</u>	略	略	<u>45</u>
74	<u>41</u>	略	略	<u>45</u>
75	<u>42</u>	略	略	<u>45</u>
76	<u>42</u>	略	略	<u>45</u>
77	<u>43</u>	略	略	<u>46</u>
78	<u>43</u>	略	略	<u>46</u>
79	<u>44</u>	<u>58</u>	略	<u>46</u>
80	<u>44</u>	略	略	<u>46</u>
81	<u>45</u>	<u>59</u>	略	<u>47</u>
82	<u>45</u>	<u>59</u>	略	<u>47</u>
83	<u>46</u>	<u>60</u>	略	<u>47</u>
84	<u>46</u>	<u>60</u>	略	<u>47</u>
85	<u>47</u>	<u>61</u>	略	<u>48</u>
86		<u>61</u>	略	<u>48</u>
87		<u>61</u>	略	<u>48</u>
88		<u>61</u>	略	<u>48</u>
89		<u>61</u>	略	<u>48</u>
90		<u>61</u>	略	略
91		略	略	<u>49</u>
92		<u>62</u>	略	<u>49</u>
93		<u>62</u>	略	<u>49</u>
94		<u>62</u>	略	<u>49</u>
95		<u>62</u>	略	略
96		略	略	略
97		略	略	<u>50</u>
98		略	略	<u>50</u>
99		<u>63</u>	略	<u>50</u>
100		<u>63</u>	略	略
101		略	略	略
102		略	略	略

103		略	略	<u>50</u>
104		略	略	<u>50</u>
略				

別表第8 降格時号給対応表 (第25条関係)
ア 小学校、中学校等教育職員給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給				
	1級	2級		特2級	3級
		特2級からの降格の場合	3級からの降格の場合		
略					
14	<u>22</u>	略	略	略	略
略					
37	<u>46</u>	略	略	略	略
38	<u>48</u>	略	略	略	
39	<u>50</u>	略	略	略	
40	<u>52</u>	略	略	略	
41	<u>54</u>	略	略	略	
42	<u>56</u>	略	略	略	
43	<u>58</u>	略	略	略	
略					
53	<u>79</u>	略	略	略	
54	<u>82</u>	略	略	略	
55	<u>85</u>	略	略	略	
56	<u>88</u>	略	略	略	
57	<u>90</u>	略	略	略	
58	<u>92</u>	略	略	略	
59	<u>94</u>	略	略	略	
60	<u>96</u>	略	略	略	
61	<u>100</u>	略	略	略	
62	<u>104</u>	略	略	略	
63	<u>108</u>	略	略	略	
64	<u>112</u>	略	略	略	
65	<u>116</u>	略	略	略	

103		略	略	<u>51</u>
104		略	略	<u>51</u>
略				

別表第8 降格時号給対応表 (第25条関係)
ア 小学校、中学校等教育職員給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給				
	1級	2級		特2級	3級
		特2級からの降格の場合	3級からの降格の場合		
略					
14	<u>21</u>	略	略	略	略
略					
37	<u>45</u>	略	略	略	略
38	<u>46</u>	略	略	略	
39	<u>47</u>	略	略	略	
40	<u>48</u>	略	略	略	
41	<u>51</u>	略	略	略	
42	<u>54</u>	略	略	略	
43	<u>57</u>	略	略	略	
略					
53	<u>78</u>	略	略	略	
54	<u>80</u>	略	略	略	
55	<u>82</u>	略	略	略	
56	<u>84</u>	略	略	略	
57	<u>85</u>	略	略	略	
58	<u>86</u>	略	略	略	
59	<u>87</u>	略	略	略	
60	<u>88</u>	略	略	略	
61	<u>91</u>	略	略	略	
62	<u>94</u>	略	略	略	
63	<u>97</u>	略	略	略	
64	<u>100</u>	略	略	略	
65	<u>107</u>	略	略	略	

66	<u>120</u>	略	略	略	
67	<u>124</u>	略	略	略	
略					

イ 高等学校等教育職員給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給				
	1級	2級		特2級	3級
		特2級からの降格の場合	3級からの降格の場合		
略					
25	<u>46</u>	略	略	略	略
26	<u>48</u>	略	略	略	略
27	<u>50</u>	略	略	略	略
28	<u>52</u>	略	略	略	略
29	<u>54</u>	略	略	略	略
30	<u>56</u>	略	略	略	略
31	<u>58</u>	略	略	略	略
32	<u>60</u>	略	略	略	略
33	<u>62</u>	略	略	略	略
34	<u>64</u>	略	略	略	略
35	<u>66</u>	略	略	略	略
36	略	略	略	略	略
37	<u>70</u>	略	略	略	略
38	<u>72</u>	略	略	略	
39	<u>74</u>	略	略	略	
40	<u>76</u>	略	略	略	
41	<u>78</u>	略	略	略	
42	<u>80</u>	略	略	略	
43	<u>82</u>	略	略	略	
44	<u>84</u>	略	略	略	
45	<u>86</u>	略	略	略	
46	<u>88</u>	略	略	略	
47	<u>90</u>	略	略	略	
48	<u>92</u>	略	略	略	
49	<u>94</u>	略	略	略	

66	<u>114</u>	略	略	略	
67	<u>121</u>	略	略	略	
略					

イ 高等学校等教育職員給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給				
	1級	2級		特2級	3級
		特2級からの降格の場合	3級からの降格の場合		
略					
25	<u>45</u>	略	略	略	略
26	<u>46</u>	略	略	略	略
27	<u>47</u>	略	略	略	略
28	<u>48</u>	略	略	略	略
29	<u>50</u>	略	略	略	略
30	<u>52</u>	略	略	略	略
31	<u>54</u>	略	略	略	略
32	<u>56</u>	略	略	略	略
33	<u>59</u>	略	略	略	略
34	<u>62</u>	略	略	略	略
35	<u>65</u>	略	略	略	略
36	略	略	略	略	略
37	<u>69</u>	略	略	略	略
38	<u>70</u>	略	略	略	
39	<u>71</u>	略	略	略	
40	<u>72</u>	略	略	略	
41	<u>74</u>	略	略	略	
42	<u>76</u>	略	略	略	
43	<u>78</u>	略	略	略	
44	<u>80</u>	略	略	略	
45	<u>82</u>	略	略	略	
46	<u>84</u>	略	略	略	
47	<u>86</u>	略	略	略	
48	<u>88</u>	略	略	略	
49	<u>90</u>	略	略	略	

50	<u>96</u>	略	略	略
51	<u>98</u>	略	略	略
52	<u>100</u>	略	略	略
53	<u>102</u>	略	略	略
54	<u>104</u>	略	略	略
55	<u>106</u>	略	略	略
56	<u>108</u>	略	略	略
57	<u>112</u>	略	略	略
58	<u>116</u>	略	略	略
59	<u>120</u>	略	略	略
60	<u>124</u>	略	略	略
61	<u>130</u>	略	略	略
62	<u>136</u>	略	略	略
63	<u>142</u>	略	略	略
64	<u>148</u>	略	略	略
65	<u>150</u>	略	略	略
66	<u>152</u>	略	略	略
67	<u>153</u>	略	略	略
略				

ウ 学校栄養職員給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
略				
25	<u>46</u>	略	略	略
26	<u>48</u>	略	略	略
27	<u>50</u>	略	略	略
28	<u>52</u>	略	略	略
29	<u>54</u>	略	略	略
30	<u>56</u>	略	略	略
31	<u>58</u>	略	略	略
32	<u>60</u>	略	略	略
33	<u>62</u>	略	略	略
34	<u>64</u>	略	略	略
35	<u>66</u>	略	略	略

50	<u>92</u>	略	略	略
51	<u>94</u>	略	略	略
52	<u>96</u>	略	略	略
53	<u>98</u>	略	略	略
54	<u>100</u>	略	略	略
55	<u>102</u>	略	略	略
56	<u>104</u>	略	略	略
57	<u>107</u>	略	略	略
58	<u>110</u>	略	略	略
59	<u>113</u>	略	略	略
60	<u>116</u>	略	略	略
61	<u>121</u>	略	略	略
62	<u>126</u>	略	略	略
63	<u>131</u>	略	略	略
64	<u>136</u>	略	略	略
65	<u>141</u>	略	略	略
66	<u>146</u>	略	略	略
67	<u>151</u>	略	略	略
略				

ウ 学校栄養職員給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
略				
25	<u>45</u>	略	略	略
26	<u>46</u>	略	略	略
27	<u>47</u>	略	略	略
28	<u>48</u>	略	略	略
29	<u>50</u>	略	略	略
30	<u>52</u>	略	略	略
31	<u>54</u>	略	略	略
32	<u>56</u>	略	略	略
33	<u>58</u>	略	略	略
34	<u>60</u>	略	略	略
35	<u>62</u>	略	略	略

36	<u>68</u>	略	略	略
37	<u>70</u>	略	略	<u>58</u>
38	<u>72</u>	略	略	<u>60</u>
39	<u>74</u>	略	略	<u>62</u>
40	<u>76</u>	略	略	<u>64</u>
41	<u>79</u>	略	略	<u>67</u>
42	<u>82</u>	略	略	<u>70</u>
43	<u>85</u>	略	略	<u>73</u>
44	<u>85</u>	略	略	<u>76</u>
45	<u>85</u>	略	略	<u>80</u>
46	<u>85</u>	略	略	<u>84</u>
47	略	略	略	<u>89</u>
48	略	略	略	<u>94</u>
49	略	略	略	<u>99</u>
50	略	略	略	<u>104</u>
略				
57	略	<u>79</u>	略	略
58	略	<u>82</u>	略	略
59	略	<u>85</u>	略	略
60	略	<u>90</u>	略	略
61	略	<u>95</u>	略	略
62	略	<u>100</u>	略	略
略				

備考 略

36	<u>64</u>	略	略	略
37	<u>66</u>	略	略	<u>57</u>
38	<u>68</u>	略	略	<u>58</u>
39	<u>70</u>	略	略	<u>59</u>
40	<u>72</u>	略	略	<u>60</u>
41	<u>74</u>	略	略	<u>63</u>
42	<u>76</u>	略	略	<u>66</u>
43	<u>78</u>	略	略	<u>69</u>
44	<u>80</u>	略	略	<u>72</u>
45	<u>82</u>	略	略	<u>76</u>
46	<u>84</u>	略	略	<u>80</u>
47	略	略	略	<u>84</u>
48	略	略	略	<u>90</u>
49	略	略	略	<u>96</u>
50	略	略	略	<u>102</u>
略				
57	略	<u>78</u>	略	略
58	略	<u>80</u>	略	略
59	略	<u>82</u>	略	略
60	略	<u>84</u>	略	略
61	略	<u>91</u>	略	略
62	略	<u>98</u>	略	略
略				

備考 略

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 令和5年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給がこの規則による改正前の市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給とするものとする。
- この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなつ

た職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に教育委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

公営企業管理規程

和歌山県公営企業管理規程第4号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年12月26日

和歌山県知事 岸 本 周 平

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

企業職員の給与に関する規程（昭和42年和歌山県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第2（第6条関係）			別表第2（第6条関係）		
名称	支給範囲	手当額	名称	支給範囲	手当額
略			略		
防疫業務等手当	略	略	防疫業務等手当	略	略
	職員が家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に規定する家畜の伝染性疾病（口蹄疫、流行性脳炎、炭疽、ブルセラ病、結核病、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、豚丹毒及びトキソプラズマ病に限る。）の患畜が発生した場合において、当該患畜に接する作業又は当該家畜の伝染性疾病の病原体の付着した物件の処理作業に直接従事したとき。	日額 <u>1,000円</u>		職員が家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に規定する家畜の伝染性疾病（口蹄疫、流行性脳炎、炭疽、ブルセラ病、結核病、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、豚丹毒及びトキソプラズマ病に限る。）の患畜が発生した場合において、当該患畜に接する作業又は当該家畜の伝染性疾病の病原体の付着した物件の処理作業に直接従事したとき。	日額 <u>330円</u>
	職員が豚熱のまん延を防止するために行う野生動物（いのししに限る。以下この表において同じ。）の死体の運搬若しくは埋却又は野生動物の捕獲現場等の消毒の作業に従事したとき。	日額 <u>1,000円</u>		職員が豚熱のまん延を防止するために行う野生動物（いのししに限る。以下この表において同じ。）の死体の運搬若しくは埋却又は野生動物の捕獲現場等の消毒の作業に従事したとき。	日額 <u>330円</u>

附 則

(施行期日等)

- この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の企業職員の給与に関する規程（次項において「改正後の規程」という。）別表第2の規定は、令和5年10月1日から適用する。

(手当の内払)

- 改正後の規程別表第2の規定を適用する場合には、この規程による改正前の企業職員の給与に関する規程別表第2の規定に基づいて支給された防疫業務等手当は、改正後の規程別表第2の規定による防疫業務等手当の内払とみなす。